

令和元年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和元年9月18日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和元年9月18日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	安達伸男君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	川崎順二君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教 育 次 長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	濱野 聡君		

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

(1) 令和元年 長崎県町村議会議長会 第2回臨時総会

- (2) 令和元年度 長崎県西九州自動車道建設促進期成会 総会
- (3) 令和元年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 総会
- (4) 令和元年度 西九州北部地域開発促進協議会 総会及び特別講演会

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県町村議会議長会主催 令和元年 新議員研修会
- (2) 長崎県町村議会議長会主催 県下町村議会議員研修会
- (3) 全国町村議会議長会主催 令和元年度 町村議会広報クリニック
- (4) 令和元年度 伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会西九州自動車道建設促進協議会 第1回 理事会
- (5) 令和元年度 伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会西九州自動車道建設促進協議会 総会
- (6) 長崎県町村議会議長会主催 委員長研修会

日程第4 町長報告

- (1) 報告第4号 専決処分した事件（工事請負変更契約締結の件）
- (2) 報告第5号 専決処分した事件（工事請負変更契約締結の件）
- (3) 報告第6号 令和元年度 佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- (4) 令和元年度 松浦鉄道自治体連絡協議会総会の件
- (5) 令和元年8月27日から29日の大雨に係る災害発生状況の件

日程第5 広域連合議会議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
- ① 条例等について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
- ① 公園について
- ② 幼児・学校・社会教育及び整備について
- ③ 農林業について
- ④ 条例等について
- ⑤ 事業の進捗状況調査について

日程第7 発議第3号 決算審査特別委員会の設置について

日程第8 決議第1号 西九州させば広域都市圏に参画することに関する決議（案）

日程第9 決議第2号 西九州させば広域都市圏参画に係る協議について決議（案）

追加日程第1 議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件

日程第10 一般質問

- (1) 8番 平田 康範 議員
- (2) 4番 長谷川 忠 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（川副 善敬 君）

皆さん、おはようございます。ただ今から、令和元年9月第3回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長より御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆さん、おはようございます。

本日、9月の佐々町定例会の第3回の開催いたしましたところ、招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

8月下旬に九州北部を襲った記録的な大雨ということで、河川の氾濫とか、土砂災害による甚大な被害が発生しているわけでございます。お亡くなりになられた方々及び御遺族の皆様方に心から哀悼の意を表したいと思っておりますとともに、被害を受けられた方々が早くですね、復興されますように、心からお念願をしておるところでございます。

本町におきましても、8月27日から29日の大雨による人的な被害はありませんでしたが、災害発生により田畑の被害を受けられました皆様方に、町としましても、心からお見舞いを申し上げます。

また、今回の御存じのとおり安倍改造内閣におきまして、地方創生大臣に就任されました北村誠吾衆議院議員に対し、心からお喜びを申し上げますとともに、今後、国政の場において、ますますの御活躍をいただき、佐々町発展のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今回提案いたします議案というのが、25議案をお願いしている次第でございます。議員の皆様方には御理解をいただきまして、全議案について御認定をいただきますようお願いを申し上げます。簡単粗辞でございますけど、開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、9番、淡田邦夫君、1番、須藤敏規君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

9月本定例会の会期については、さきにお配りしました日程表のとおり、9月18日から、本日から10月21日までの34日間にしたいと思います。

日程の内容について順を追って説明を行います。

9月18日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。

1番目に議長出席会議報告4件、2番目に議員派遣結果6件の報告を私から行います。

次に、町長報告ですが、5件の報告を町長からお願いします。

次に、広域連合議会議員報告ですが、1件の報告を総務厚生委員長からお願いします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いします。

次に、発議第3号の1件です。

次に、決議1号から決議第2号までの2件です。

次に、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、7名の方のうち、2名の方の質問です。

1日目は、一般質問終了後、散会となります。

9月19日、本会議の2日目です。昨日に引き続き一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、7名の方のうち、5名の方の質問です。

2日目は、一般質問終了後、散会となります。

9月20日、本会議3日目は議案審議です。議案第47号から議案第71号までの25議案。

次に、発議第4号の1件です。

続きまして、請願第2号の1件となります。

上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

審議終了後、散会となります。

10月21日、本会議の4日目です。決算審査特別委員会に付託された事件の議案第54号から議案第61号まで、決算審査特別委員会委員長から一括報告をいただく予定です。

続きまして、閉会中の所管事務調査を予定しています。

その後、閉会の予定であります。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

以上のような手順で進めたいと思っております。

本会議は、9月18日、19日、20日、10月21日です。

お諮りします。本定例会の会期は、9月18日本日から10月21日までの34日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、9月18日本日から10月21日までの34日間に決定しました。

日程表に従って、議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席の会議報告の4件を私のほうから行います。

諸般の報告、資料1の1ページから6ページです。1番目は、令和元年 長崎県町村議会議長会 第2回臨時総会が、令和元年7月11日、波佐見町役場で開催され、議事として、2ページから5ページまでの会務の報告、6ページの平成30年度長崎県町村議会議長会歳入歳出決算認定について、承認について、原案のとおり承認可決され、同じく6ページの令和2年度臨時総会開催地においては、次回開催地として、小値賀町に決定しております。

次に、資料の7ページから13ページです。2番目は、令和元年度 長崎県西九州自動車道建設促進期成会 総会が令和元年7月17日、松浦市文化会館で開催され、議事として、8ページから9ページの平成30年度の事業報告、9ページから11ページの平成30年度収支決算監査報告については、原案のとおり承認可決され、11ページの令和元年度事業計画（案）、12ページの令和元年度収支予算（案）については、原案のとおり可決されました。13ページの決議（案）につきましては、松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の早期完成、一、佐々インターから佐世保大塔インター間の4車線化の整備促進、また、佐世保大塔インター、武雄南インター間の4車線化の早期着手、一、道路整備のための安定的な財源の確保について決議されました。

次に、資料の15ページから24ページです。3番目は、令和元年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 総会が令和元年7月24日、佐世保市役所5階庁議室にて開催され、議事として、16ページから17ページまでの平成30年度事業報告、18ページから19ページまでの平成30年度収支報告及び会計監査報告について、原案のとおり承認可決されました。19ページから21ページまで、令和元年度事業計画（案）、21ページの令和元年度収支予算（案）、22ページの令和元年度松浦鉄道自治体連絡協議会負担金について、いずれも原案のとおり可決されました。22ページから24ページまでの報告事項として、平成30年度から令和元年度自治体支援額について、2、佐世保市等地域交通体系整備基金の現状報告がなされ、松浦鉄道株式会社の運営状況ということで、松浦鉄道株式会社経営状況報告がなされました。

次に、資料の25ページから31ページです。4番目は、令和元年度 西九州北部地域開発促進協議会 総会及び特別講演会が、令和元年7月31日、伊万里市伊万里市民図書館で開催され、議事として、26ページの平成30年度事業経過報告がなされ、26ページから27ページの平成30年度歳入歳出決算について、原案のとおり承認可決されました。28ページの会長、副会長及び常任委員の選任につきましては、原案のとおり承認され、同じく28ページの監事の承認についても原案のとおり承認されました。次に、29ページの今後の協議会のあり方について、構成市町首長、議長の意見等を集約した結果、構成する8市町のうち、7市町の首長並びに6市町の議長が本協議会を解散することで協議していくと回答されたことから、令和2年度に解散する方向で、今年度協議を進めていくことになりました。また、令和元年度事業につきましては、事業計画の見直しに伴う事業縮小を基本としながら、令和元年度事業を実施継続していくことにし、解散の手続について担当課長で検討することになりました。国、長崎・佐賀両県への提案活動について、国への提案は、西九州自動車道建設促進期成会の要望活動にあわせて実施し、県への提案については、書面方式で行うことになりました。次に、資料30ページです。令和元年度事業計画（案）につきましては、原案のとおり承認され、30ページから31ページの令和元年度歳入歳出予算（案）についても、原案のとおり承認されました。

最後に、特別講演会として、株式会社油津応援団専務取締役、株式会社ホーホウ代表取締役、元宮崎県日南市テナントミックスサポートマネージャー、木藤亮太氏を講師に招き、「地域政策デザイン的視点から見た宮崎県日南市・油津商店街の再生事業」と題して、講演を受けていま

す。

次に、議員派遣結果を報告します。諸般の報告の資料2です。令和元年6月24日に、長崎県町村議会議長会主催 令和元年 新議員研修会が長崎市において開催され、3名の議員が出席しております。

次に、令和元年7月1日に、長崎県町村議会議長会主催 県下町村議会議員研修会が長崎市において開催され、全議員が出席しております。

次に、令和元年7月10日に、全国町村議会議長会主催 令和元年度 町村議会広報クリニックが東京都において開催され、議会だより編集委員2名が出席しております。

次に、令和元年7月16日に令和元年度 伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 第1回 理事会が松浦市において開催され、産業建設文教委員会正副委員長が出席しております。

次に、令和元年7月26日に、令和元年度 伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 総会が松浦市において開催され、産業建設文教委員及び議長が出席しております。

次に、令和元年8月27日に、長崎県町村議会議長会主催 委員長研修会が長崎市において開催され、常任委員会正副委員長及び正副議長が出席しております。

今、報告しました議長出席会議報告4件、並びに議員派遣結果6件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告の議会関係報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（川副 善敬 君）

次に、日程第4、町長報告に入ります。

5件の報告をお願いします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告第4号からお願いいたします。

（報告第4号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

次のページを開けてください。専決第5号 専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年3月14日議会の議決により指定された「町長の専決処分の指定に関する条例」に基づき、次のとおり専決処分する。令和元年8月22日提出、佐々町長。

記。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第22号）第2条に基づく契約において、1件につき500万円以内の契約金額の変更を行うものです。

次のページをお開けください。次の表内について説明いたします。

工事名、平成30年度口石小学校空調設備設置工事。工事概要、電気設備工事、機械設備工事、

失礼いたしました、機械設備工事、電気設備工事、建築工事、1式。契約方法、現契約者と随意契約。契約金額、変更前、7,792万2,000円、うち消費税577万2,000円、変更後、8,035万5,240円、うち消費税595万2,240円。契約相手人、佐々町古川免52番地1、株式会社協和土建佐々営業所、所長、松本健治。工期、自、平成31年3月15日、至、令和元年8月30日。

変更の理由といたしまして、機械設備関係などの内容変更に伴う増減額、それから、大きな要因があったのは、平成31年3月1日からの公共工事設計労務単価の仕様書による請負代金の金額の増額によるもので、契約額の約2%相当分が、その要件により増額となったものでございます。機械設備関係との増減によりまして、増額ということになっております。

次の1ページから添付させていただいております4ページまで。これにつきましては、最終的な確定した平面図でございまして、口石小学校の新設普通教室、並びに特別教室合わせまして、20教室。更新といたしまして、普通教室と特別教室合わせまして、12教室。合計32教室ということになっておりますが、この赤でしてありますところが、施工箇所ということで、普通教室におきましては、基本的に1教室当たり室内機が2、室外機が1というベースで設計が行われております。大きな特別教室につきましては例外もございます。

最終ページに、4ページでございしますが、キュービクルを全面改修をしたというのが、口石小学校1校のみでございします。

次の町長報告のほうにも関連いたしますけれども、この空調設備につきましては、6月末に普通教室の試験運転が稼働ということで至っております。

それから、8月末までに全教室のエアコンの空調設備が本格稼働に至っております。

議会の皆様方には、これまで御助言、御協力いただきまして、御理解をいただきまして、ありがとうございました。

以上で報告終わります。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
報告第5号をお願いいたします。

（報告第5号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

次のページをお開けください。

専決第6号、専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年3月14日議会の議決により指定された「町長の専決処分の指定に関する条例」に基づき、次のとおり専決処分する。令和元年8月22日、佐々町長、古庄剛。

記。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第22号）第2条に基づく契約において、1件につき500万円以内の契約金額の変更を行うものです。

次のページをお開けください。表内につきまして説明をいたします。

工事名、平成30年度佐々中学校空調設備設置工事。工事概要、機械設備工事、電気設備工事、

建築工事一式。契約方法、現契約者と随意契約。契約金額、変更前、7,160万4,000円、うち消費税530万4,000円、変更後、7,209万円、うち消費税534万円。契約相手人、佐々町小浦免57番地1、株式会社森建設佐々営業所、所長、森理恵。工期、自、平成31年3月15日、至、令和元年8月30日。

変更の理由といたしましては、先ほどと同じように、機械設備関係などの内容変更に伴う増減額、及び、大きな要因となったのは、平成31年3月1日からの公共工事設計労務単価の上昇による請負代金額の増額によるもので、契約額の約2%がその影響額となったものでございます。

次のページ、1ページから、ちょっとページ数が多いんですけども、9ページにわたりまして、最終確定いたしました平面図を付けております。

佐々中学校におきましては、新設普通教室が15室、特別教室が12室、その他1室ということで、28教室。更新として、普通教室がゼロ、特別教室が2室、合計2室ということで、全合計30教室というものでございます。色を塗ったところが施工箇所でございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（報告第6号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、次のページを御覧いただきたいと思います。

まず、1つ目の健全化判断比率（法第3条関係）につきまして、御説明させていただきます。

まず、1つ目の実質赤字比率でございますが、黒字ということで、数値は入っておりませんが、マイナスの6.7%となっております。これは標準財政規模に対する一般会計の実質収支額の割合を示すものでございますが、黒字のため、マイナスとなります。

次に、2つ目の連結実質赤字比率ですが、こちらも同様に黒字ということで、数字は入っておりませんが、マイナス35.9%となっております。これは標準財政規模に対する一般会計、特別会計の実質収支額と公営企業会計の資金不足、剰余額の合計の割合を示すものでございますが、黒字のため、マイナスとなります。

次に、3つ目の実質公債費比率ですが、これは一般会計の元利償還金と特別会計への繰出金のうち、起債の償還に充てたと認められる準元利償還金の標準財政規模に対する割合ということで、3か年平均で8.7%となっております。昨年度は8.3%でしたので、プラスの0.4%となっております。

最後に、4つ目の将来負担比率ですが、こちらも黒字ということで、数値は入っておりませんが、マイナスの89.5%となっております。これは一般会計の地方債現在高や特別会計の地方債現在高のうち、一般会計からの繰入見込額、また、退職手当負担見込額など、将来負担すべ

き、実質的な負担額の標準財政規模に対する割合ということになっております。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません、2番目の資金不足比率について、法第22条関係ですけれども、公共下水道事業特別会計においては、マイナスのため、資金不足には陥っておりませんが、一般会計からの繰入金3億2,000万を入れています。

それと、農業集落排水特別会計においても、一般会計からの繰入金2,800万円をいただいておりますので、資金不足には陥っていないような状況になっております。

それと水道事業会計ですけれども、資金不足の額を事業の規模で割った数値、マイナス表示で、実際の数値がマイナスの267.71%となっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告事項の4番目でございますけど、令和元年度の松浦鉄道自治体連絡協議会総会の報告をさせていただきたいと思っております。

令和元年度の松浦鉄道自治体連絡協議会の総会の件についてでございますけど、先ほど議長さんから報告がありましたように、7月24日、佐世保市役所において開催されました。出席者は4市2町の執行部と議会の代表者、それから長崎県、佐賀県の関係者が出席されております。

決議事項につきましては、第1号議案の平成30年度事業報告と第2号議案の平成30年度収支報告及び会計監査報告が一括提案され、承認をされております。

次に、第3号議案の令和元年度事業計画案、第4号議案の令和元年度収支予算案、第5号議案の令和元年度松浦鉄道自治体連絡協議会負担金について一括提案され、承認をされています。

なお、令和元年度における自治体連絡協議会の佐々町の負担金は、昨年度と同様の5万円となっております。

続きまして、報告事項としまして、一つ目の平成30年度から令和元年度の自治体支援額についての報告であります。今年度施設整備に対する補助金額は本町分としましては、690万が予定されています。

二つ目は、佐世保市等地域交通体系整備基金の現況について報告がありまして、平成30年度末の基金残額が2億4,643万円、令和元年度末の基金残額の見込みが2億1,923万円ということになっております。

続きまして、松浦鉄道の運営状況について、松浦鉄道株式会社から報告がありまして、輸送人員については、平成8年をピークに年々減少傾向があったものの、定期買いの利用者数の増加によりまして、直近の2か年は微増となったということでございます。

また、平成30年度の収支実績は、繰越利益剰余金が5,122万円、あったことと、などから説明がありました。

以上の総会の資料につきましては、議員控室に置かせていただいておりますので、御参照いただければと思います。

5,122万円ということが正解でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、5でございますけど、令和元年の8月27日から8月29日の大雨に係る災害発生状況の件でございます。

この件につきましては、議会の全員協議会でも御報告をさせていただきました。8月27日から8月29日にかけての大雨に係る災害につきまして、まず、被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

また、災害対応にあたりましては、議会の皆様、町内会の皆様方に多くの御支援をいただきましたことに対しまして、心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、この度の災害の発生状況について御報告をさせていただきます。

8月27日から29日にかけての雨の状況としましては、本町の雨量計が連続雨量300ミリ、24時間雨量291ミリ、1時間最大雨量60ミリが記録されています。

役場としましては、27日の午前10時4分に、大雨土砂災害警報が発令されましたので、同時刻に災害警戒本部を設置いたしました。

その後、午前11時18分に土砂災害警戒情報が発令されたことを受けて、午前11時25分に避難準備情報警戒レベル3を町内全域に発令いたしまして、同時に避難所を佐々町公民館に設置したわけでございます。

午前11時37分に気象庁から記録的短時間大雨情報が発令されまして、町内各地で冠水、土砂崩れ等の通報が多くなりまして、職員が道路の通行止めや、泥の運搬などの対応にあたっておるわけでございます。

午後2時ごろに一旦雨が小康状態となりまして、発令中の大雨洪水警報が解除されましたが、午後3時54分に再び、大雨浸水等の洪水警報が発令されまして、その後、夜の雨量も多くなることが予想されたことから、午後4時30分に災害対策本部を設置しまして、午後5時に避難勧告レベル4を発令いたしました。

避難所も佐々町公民館に加えまして、地域交流センターにも避難所を設置しました。また、町内会においても、水道、真申、千本、口石、神田、松瀬の各集会所を自主避難所として開設していただきました。

その後、消防団による各分団の管轄町内会巡視を行い、異常がないことを確認し、午後9時に対策本部を警戒本部に切りかえております。

なお、指定避難所の避難者数は最も多いときで、13世帯29人の方が避難されております。

翌28日は、午前5時50分に大雨特別警報が発令されましたが、午前中には、県道志方江迎線、町道高陵町線の通行止めは解除、午後2時55分には大雨特別警報が解除され、雨の状況は徐々に好転の方向に向かいました。しかし、大雨警報は継続して発令中であったため、警戒を怠らず、避難勧告レベル4を続け、災害警戒本部、避難所の設置について継続しております。

27日に発令されました土砂災害警戒警報が29日午前9時45分に解除され、これを受けて、避難勧告レベル4を避難準備情報レベル3に引き下げ、最終的には、午後11時14分に本町に発令されておりました大雨警報が解除されましたので、避難準備情報レベル3を解除し、避難所も同時に閉鎖しております。

なお、指定避難所の最後の避難者は29日の朝まで避難されております。

今回の大雨による主な被災状況でございますけど、役場が把握している限りでは、床下浸水が中央地区で2か所発生しております。そして、建設課関係では町道の土砂崩れなど10か所、これによる町道高陵町線を含む通行止めが3か所、普通河川の護岸崩壊が5か所発生しています。

また、大雨による冠水による通行止めが県道志方江迎線で、27日から28日まで行われております。

産業経済課関係の被災状況としましては、農地3か所、農道1か所、林道1か所、農業施設

3か所が被害が発生しています。特に、農業関係では、大新田のゴム井堰が大きく破損し、被害額が大きくなっています。

なお、今回の災害復旧として、公共土木施設災害復旧等で1億4,095万円、農林水産施設整備災害復旧費として、2億796万5,000円の補正をお願いしていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今回の応急復旧の費用としまして、1,875万円、災害復旧に係る職員の時間外勤務手当の費用として、約37万3,000円を予備費から充用させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の災害復旧につきましては、近年にない大きな災害となりましたが、全力で早期復旧を目指しながら努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

これから報告に対する質疑を行います。どうぞ。
2番。

2 番（浜野 亘 君）

失礼します。2点ございます。

まず、報告4号と報告5号についてですけども、機械設備の変更によるということでは、2%の設計単価が上がったということでは、繰越事業ということで、新しい単価で組み替えないといけないということだろうと思うんですけども、工事請負ですから、見積もった時点で入札をして、それで、工事請負というのが普通考え方としてあるのではないかと。公共工事はそういうふうにはしないといけないものかどうかということをお尋ねしたいと。

それから、設計事務所に設計をお願いしているわけですので、機械設備の変更って、どういふことで変更しないといけないのかというのが、ちょっと、わからないところでございます。

このことについて、この事業につきましては、普通教室については6月末、そのほかについては8月末ということで、御努力はされたのはわかりますけども、今の説明で、今後もずっといかれるんだとしたら、設計単価が変わるたびに金額が変わっていくというようなことに捉えられますので、よろしく回答をお願いしたいと思います。

それから、もう1点が、松浦鉄道の件ですけども、一般質問で申し上げました、今、神田町内会が佐々町で1番人口が増えておりまして、北部の地域で佐々駅を中心としたときに、南部の発着本数と北部地区を考えたときに半分程度しかないんですね。西肥バスも同じです。バスセンターから北部地区と南部地区では本数が全然違うということ、前、一般質問したと思いますけども、この松浦鉄道の連絡協議会で、佐々の本数を増やしていただきたいという要望はされたのかどうか、町長にお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

2番議員さんの御質問にお答えさせていただきますけれども、先ほどの単価の変更、労務単価の変更の件でございますけれども、平成31年2月25日付で、長崎県土木部長から町長宛ての通知が来ております。平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に関する特例措置ということで通知がまいっておりますが、平成31年3月1日以降に契約を締結する工事のう

ち、旧労務単価を適用して、予定価格を積算しているものについては、次の算出された請負代金額に契約変更を行うという旨の内容でございます。

今回の繰越となりました、平成30年度の両事業でございますけれども、この工事の起工日が平成31年2月21日、それから、さかのぼりまして、31年3月8日に入札、縦覧を行いまして、入札に至ったわけでございます。御承知のとおり仮契約は議会の前の前の日、3月13日、それから本契約につきましては議決をいただきました3月15日という、ちょうど、そのはざまでございますまして、この新しい単価の特例措置に間に合ってなかったということもございまして、契約後に単価の見直しを行うものでございます。

この場合、業者のほうからの変更の請求を、請求って言いますか、協議を受けたわけでございますので、3校の分の単価の変更をその後見直しということになりましたということでございます。したがって、その起工日以降の単価が、ちょっと、修正がそれ以前につかめなかった部分もございまして。

それから、その他の機械設備関係とか、電気設備工事関係の増減の理由でございますけれども、議長宛て提出させていただきました変更理由に書いておりますが、抜粋して申しますと、新たに細かなところでございますけれども、口石小学校に至りましては、点検口の追加が途中で必要になったとか、例えば、キュービクル、御承知のとおり代替して使うようになりました。その仮設電気工事関係が若干生じたこと。それから、既存で使えるエアコンがあったので、それを老朽化した施設の部屋のエアコンに改修して移設したと。移設改修したというもの、そういったものがプラス要素。

それから、ドレン関係の配管の変更とか、誘導員の精算とか、細かなところがございまして。その増減によって変更が生じたものでございます。

佐々中学校におきまして、サッシの改修、アルミパネルの追加、それから軽微な変更による精算等によりまして、追加要因もございまして、減額要因といたしましては、昇降用足場の一部減とか、交通誘導員の精算、あるいは軽微な変更による精算、工程会議を通じまして、技術のほうと業者のほうとの協議の中で変更も生じた部分が多々あるものでございます。

今回は、委託して設計を行ったものではなくて、建設課のほうでお願いしたものでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

松浦鉄道の利用者、増便の話ですね。増便ということで、私のほうからはお話しはしていません。30年度ですね、松浦鉄道の利用者といいますか、佐々町内で、大体50万6,911人が利用しているということで、昨年と比べ、4万7,000人利用者が減っているということでございまして、やはり、ピーク時を除いてですね、だんだん松浦鉄道も減っているということで、この増便っていいですか、時間帯をきれいにこう合わせてやってくれば、まだ、増えるんですけど、全体の佐々町の利用者というのが、松浦鉄道全体の9%ぐらいの利用者があるわけですね。ということで、佐々町も利用者がものすごく多いんですけど、そういうことで、我々として、増便というのは、お願いはしてないということでございまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

学校の分は変更が生じて、今後も生じるというようなことがあり得るということですので、わかりましたけども、松浦鉄道についてはですね、先ほど言いましたように、佐々駅から神田駅までの間が少ないということですので、町長として、町の政策として、町全体を見ていただければ、やはり、事務局側からすると、そんな乗降客数が増えてないからということに言われるんでしょうけども、佐々町としては負担金を出しているわけですから、やはり北部地区の増便、私は南部を言っているわけじゃなくて、北部地区と南部地区のそのバランスがとれてないんじゃないでしょうかということを指摘して終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すみません、1点修正をお願いいたします。

このエアコン空調機関係の委託につきましては、平成30年度に委託によって、業者委託でございます。ただ、今回の変更関係につきましては、こちらの建設課のほうで変更設計を行ったということでございます。

以上です。すみません、修正をさせていただきます。

議 長（川副 善敬 君）

ほかにありませんか。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようですので、町長報告を終わります。

以上で、日程第4、町長報告を終わります。

— 日程第5 広域連合議会議員報告 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第5、広域連合議会議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、総務厚生委員長から報告をお願いします。

6番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

それでは、長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会の出席を報告をいたします。

この広域連合議会は、県内27名の議員で構成されており、佐々町においては、総務厚生委員長が議員ということで、永安が出席をいたしております。

開催日時が令和元年8月21日水曜日午後1時から開会。開催場所は、長崎県市町村会館6階大会議室で行われました。

今回の定例会は、各市町の議会構成替えの関係で議員の変更があり、日程では、仮議席の指定から議長及び副議長の選挙、議席の指定と続きました。

そこで、議長には、長崎市の佐藤正洋氏、副議長には波佐見町の今井泰照氏と決まりました。

続いて、議案に入り、議案第6号 平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額2億3,223万4,239円、前年度比が1.3%の減、歳出総額2億2,473万3,302円、前年度比0.05%の増、実質収支額が750万937円です。

次に、議案第7号 平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2,368億5,309万5,173円、対前年度比0.04%の増、歳出総額2,280億9,379万275円、対前年度比1.84%の増、実質収支額87億5,930万4,898円です。原案のとおり承認可決されました。

続いて、報告第1号として、広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例に係る専決処分
の報告及び承認を求めることについては、承認されました。

次に、報告第2号として、監査委員の選任につき、議会の同意を求めることについては、新
上五島町の坪井泰助氏が同意されました。

最後に、議会運営委員の選任について、佐々町の永安を含め8名の選任があり、提案どおり
了承され、その後、議会運営委員会が開催され、正副委員長に、委員長は互選ということで、
委員長に山崎猛氏、長崎市、副委員長に村井達己氏、川棚町が決定されました。

詳しくは、議員控室に置いてあります報告書を御参照いただければと思います。

以上で報告を終わります。

（総務厚生委員長 永安 文男君 降壇）

議 長（川副 善敬 君）

以上で、日程第5、広域連合議会議員報告を終わります。

— 日程第6 委員会報告 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

6番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

総務厚生委員会所管事務調査の報告をいたします。

開催日時は、令和元年8月19日月曜日午前10時から、開催場所は佐々町役場3階第1会議室
で、出席者は委員5名で全員出席です。

今回の所管事務調査は、条例等について8件とその他報告5件の報告を受けております。

順次案件ごとに御報告させていただきます。

まず、第1番目、佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてですが、
地方公務員法及び地方自治法の改正により、臨時非常勤職員の勤務条件と適用の厳格化を図ら
れるために改正が行われるもので、来年4月からの会計年度任用職員制度移行に伴う関係法規
の整備をするもので、一般非常勤は会計年度任用職員に統一されることに伴う給与や各種勤務
条件に関する条例や規則の整備がありますが、基本給については、正規職員の給料表、等級別
基準職務表を引用して定め、現行の報酬、賃金の水準を下回らないように設定するなど、ほか
に経験年数加算、期末手当、勤務時間の設定、通勤手当、旅費、費用弁償の支給等の整備をす

るとのことです。

委員からの確認事項として、どの部署がフルタイムになるか、パートタイムになるかについては、今後、各課でヒアリングにより進めるとのことで、基本的にはパートタイムで移行するとのことです。

あと、雇い止めが発生するのではないか、今回の制度改正による増額の試算はやっているのかということについては、制限がないので更新はできる。改正に伴う試算はできていない。

次に、佐々町は非常勤職員が多いといった状況はどう考えるかについては、条例定数でやっていきたいとのことでした。

2番目の職員給与に関する条例等の一部改正については、会計年度任用職員の制度移行に伴い、改正が必要な条例が10本ある。これを条建てで、今回1本で条例の改正をさせていただきたいということです。

第1条の職員の給与に関する条例から第10条佐々町職員定数条例までの条例改正をするということです。

確認事項として、常勤の職員と非常勤の均衡が保たれているかということについては、現状を維持し、若干上がるような形で、待遇的には良くなるかと考えていますということでした。

3番目の災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正については、阪神淡路大震災で貸し付けられた災害援護資金償還について、支払猶予、償還免除、報告等を法律の一部改正により、条例の一部改正を行うとのことです。

4番目、佐々町印鑑条例の一部改正については、印鑑登録証明書の旧氏の記載と登録申請の際の本人確認方法で、職員の面接による方法が廃止されるということであり、施行日は、令和元年11月5日ということでした。

5番目から8番目は、幼児教育・保育の無償化に伴う条例改正ということで、一括での取扱いをお願いします、全部の説明を受けました。

まず、子育てのための施設等利用給付の創設での対象施設、支援要件、それから費用負担の説明を受け、現実的に佐々町の現状はどうなっていくのか、資料により説明をいただきました。

資料の18ページですが、18ページの説明の中で、具体的に網かけ部分が、該当する世帯が保育料、副食費、それぞれ無償化になっており、副食費については、2号認定のうち、所得課税が5万7,700円未満の世帯、又は、ひとり親世帯については、7万7,401円未満の世帯が副食費無償化となるということです。

無償化以前と以降の負担の見込みを年額で示すと、表すと、一般財源の負担額は、1年分で1,772万4,219円が、無償化によって増える町の負担額となるということでした。

委員からの確認として、副食費の取扱いについて、同じクラスの中に取りのと取らないのがあれば混乱するのではないか。また、金額を自治体が負担しているという話も聞くが、これについては、佐世保市は国の制度どおりで、副食費の補填はしないとのこと、平戸市、松浦市は支援するという事になっているようです。県内でも、まだ、少し流動的のようですということでした。

佐々町は財政上、財源をどこから持ってくるか、なかなか厳しく、今のところ個人さんに負担を、御負担をお願いせざるを得ないのではないかと考えているということでした。

次に、その他の報告に移ります。

まず、庁舎整備についてですが、佐々町庁舎建設基本構想基本計画策定支援業務委託の業者が株式会社綜企画設計福岡支店に決定したとの報告がありました。

次に、当直警備員の賃金変更について、現在6,800円を9,400円に改正するとのことでした。

3番目の旧町立診療所、旧第一保育所、旧里町内会集会所解体工事進捗状況については、隣

接家屋の事前調査を終了、現在、上水管の撤去等の水道工事を行っている状況との報告がありました。

4番目の税制改正に伴う車体課税の見直しについては、消費税の10%引上げに合わせ、自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されるということで、収入の目と款の新設をお願いしたいということでした。

5番目、平成31年度法人町民税に係る予算増額見込みについてでございますが、今回町内の1社の法人の決算確定に伴い、平成31年度法人町民税の増額補正を行うということです。内容は、当該法人の法人税割額の合計が6億5,000万の見込みとなっているとのことで、当初1億5,000万円と見込んでいたのですが、差額5億円を増額補正するとの説明がありました。

以上でございます。詳しくはお手元の総務厚生委員会報告を御覧いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、総務厚生委員会報告を終わります。

（総務厚生委員長 永安 文男君 降壇）

議長（川副 善敬 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
2番。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 登壇）

産業建設文教委員長（浜野 亘 君）

令和元年8月21日水曜日に産業建設文教委員会を開催しましたので、その概要を報告いたします。

委員は全員出席です。

案件は、5項目14件について所管事務調査を行い、執行より9件のその他報告を受けました。

項目1、公園についてです。その1件目、皿山公園整備工事については、平成29年度から令和2年度までの整備計画で、今年度の整備は大型遊具の設置を予定しています。そこで、設置案5案について、幼児や小中学生などからアンケートを取り、遊具等の決定をしました。9月初旬に入札を実施し、仮契約となりますと執行から説明がありました。

委員からは、皿山公園には管理人が必要ではないか。ステージや太鼓橋が腐食しており、修理すべきではないか、また、菖蒲園北側の東屋が老朽化しているなどの指摘があり、執行からは、現地を確認し対応するというものでした。

それと、駐車場の増設は考えていないかとの質問があり、現在は考えていないということです。

項目2番目、幼児・学校・社会教育及び整備について。その1件目、サン・ビレッジさざてニスコートの人工芝改修工事について、平成10年3月完成で21年が経過し、部分補修をしているが、全体的に老朽化しており、スポーツ振興くじ助成金事業を活用し、人工芝の6面全部を張り替えたいと執行から説明がありました。

委員からは、利用者数について、町内と町外の割合などの質問がありました。その回答は、約7割程度が町内の方で、3割が町外ということでございます。

また、雨漏り補修はされるのかについては、今後対策を検討するというものです。

それから、2件目、統合型校務支援システムの導入について。学校の超過勤務の問題解消のため、県推奨のシステムの学籍管理、成績処理、健康管理など、総合的な校務支援システムを本町でも導入したいと執行から説明がありました。

委員からは、他市町の導入状況や現在のシステムについての質問があり、今年度末までに7市町が予定で、来年度は2市町が導入を予定ということです。現在は総合的でないシステムなので、統合型を導入したいということ、回答をいただいております。

3件目、学校給食施設整備について。学校給食施設整備検討委員会から答申書が提出され、アレルギー食材対応や衛生上ドライ方式など、3校それぞれに整備するより、国からの交付金を活用した給食センター方式が良いとの結論でありました。今年度に建設用地を決定し、来年度実施設計をしたいと執行から説明がありました。

委員からは、アレルギー対策や建設用地についての質問がありましたが、前回の委員会同様に、3校をそれぞれ建て替えるよりも、優れた給食センター方式前提での質問が多数であり、担当委員会としては先に進めることで了承をいたしました。今後は、建設用地選定での近隣住民への説明と理解、給食提供数の決定や公設民営・委託業務などの課題については継続調査といたしました。

また、町長の重要施策4事業の一つなので、議長に全員協議会の開催を、お願いをいたしました。

項目3農林業について。1項目め、森林環境税について。地球温暖化防止対策や森林整備などのため、令和6年度から個人住民税に1,000円上乗せをされます。しかし、今年度から令和5年度までは、現在、東日本大震災復興特別税から借入れ、森林環境譲与税として交付されることに伴い、基金条例を制定したい、執行から説明がありました。12月議会に提案ということで、継続調査といたしました。

4項目め、条例等について。先ほど総務厚生委員会から説明がありました内容の関係で、産業建設文教委員会に関するものが条例改正としてありました。職員の給与に関する条例等の一部改正について、令和2年4月から会計年度任用職員制度が始まるので、嘱託、臨時、パートの本町全体的なことですが、当委員会としては、水道事業企業職員の給与、昇給、休暇、手当などに関し、条例等に規定するため、改正したいと説明がありました。

2点目、佐々町水道事業の設置等に関する条例の全部改正について。公共下水道事業は公営企業法の適用を行い、企業会計へ移行するため、条例改正をしたいと執行から説明がありました。この案件は令和2年4月施行ということですので、継続調査といたしました。

3点目、佐々町公共下水道条例等の一部改正について。水道事業会計に移行することにより、公共下水道事業特別会計は廃止するなど、関係条例等を改正したいと執行から説明がありました。来年4月施行ということで、継続調査をいたしました。

委員からは、志方地区、角山地区の農業集落排水事業は企業会計に移行しないのかとの質問があり、早ければ、令和3年3月までに公共下水道に接続し、企業会計へ移行する予定であるということです。

4点目、佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正について。これは、保育料が無償化されるという、10月からですね、その関係の条例改正でございます。

5件目の同条例施行規則の一部改正について。

6件目、佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

7点目、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

以上の4案件は関連する条例等の改正のため、一括議題として進めました。

この調査は、消費税が10%になることし10月から、保育所、幼稚園の3歳児から5歳児に係る幼児教育・保育の無償化に伴う改正であり、御飯の主食費は今までどおり個人負担で、おかずの副食費については、低所得者と第3子以降は無料となります。

参考までに、0歳児から2歳児の乳児の保育料についても、住民税非課税世帯が無料になる

と執行から説明がありました。

5項目め、事業の進捗状況について。建設課、教育委員会、水道課、産業経済課より繰越事業を含め、各事業ごとに進捗状況の報告が執行からありました。

委員からは、報国炭鉱線の樹木の伐採、町民体育館の階段の手すりの補修など要望がありました。

続いて、その他の報告に入り、執行から9件の報告がありました。

1件目、東京2020オリンピック聖火リレーについて。来年5月9日に本町を通過いたしますが、県内から23人を募集するということが説明がありました。

2件目、埋蔵文化財包蔵地の調査について。開発に伴うものですが、神田正興寺跡遺跡の試掘調査を実施することです。

3件目、就学援助制度の拡充について。国の単価が改定されたが当初予算に間に合わなかったと執行から説明がありました。

委員からは、就学援助費の通学費と修学旅行費など、国庫補助について質問があり、通学費は町外の中学校が該当します。修学旅行費などは交付税措置ということになっているということの説明がありました。

4件目、大新田排水機場の整備計画について。施設が20年以上経過し、令和4年度まで改修工事を、計画をしたいということで説明がありました。

5件目、西九州自動車道について。佐々インターから相浦中里インターチェンジの4車線化、松浦佐々道路の志方、大茂地区の状況、執行から説明を受けました。

委員から、西九州自動車道4車線化について、現在の道路のどちら側に増設されるのか、質問がありました。現在、道路が通っている中心部の方、北側に2車線が建設されるということです。

6件目、道路網整備計画について。平成6年に作成したものを見直したいということです。

それから、7件目、真申地区踏切について。現在、車が通行できない真申第1踏切の廃止をしたいということです。

8件目、佐々川の伐採、浚渫について。県工事ですありますが、説明を受けました。古川児童公園前から清峰高校前までの間、執行から説明を受けました。

委員からは、清峰高校前の川に積み上げている土石についての質問があり、浚渫するため積み上げているということです。また、佐々川の工事は、現状で終わったのかの質問があり、工期はことしの12月20日までということです。

その他の報告2件がありました。

その他詳細につきましては、お手持ちの産業建設文教委員会報告所管事務調査を御覧ください。

以上で、委員会報告を終わります。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 降壇）

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

今、委員長報告をお伺いしております、「委員会です承し」というような説明があったんで、報告があったんですけども、付託されていないものを所管事務調査です承ということがあり得るのだろうかというのが、私はちょっと腑に落ちません。

報告書を読ませていただくと、「委員会として方向性を定めるべき」との記載があります。調

査権であって、審議権はちょっとないものですから、事前審査をちょっとしているようなふう
に読み取れるんですけども、そこんところ、議長はどのように御判断なされるのか、ちょっ
とお伺いしたい。

議 長（川副 善敬 君）

なるほど、言われるように、所管委員会は、調査研究ということで、第1点ありまして、第
2点は、方向性を出して決定するのが審査ということだと思います。しかし、所管委員会の中
で、方向性ということは、ある程度の決定ではなくして、ある程度の意見は、議員は発言して、
自分のそれぞれの考えは述べたと思いますけれども、今言ったような形のものは、どういう形
で委員長が報告したのかは不明ですけども、そこは、最終的には、本会議で全てが決定する
わけですから、ある程度の柔軟性は持っていったいいんじゃないかと思っておりますけど。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

委員会として了承という発言をされましたので、報告でしたので、私はちょっと気になって
申し上げている次第です。それで、よろしいのかどうかですね。事前審査でしかないんじやな
いかなというふうに私は感じます。

議 長（川副 善敬 君）

委員長から、ありますか。

2番。

産業建設文教委員長（浜野 亘 君）

この点につきましては、多分給食センターのことを言われていると思いますけども、やはり
住民の方の説明をある程度していかないと、理解を得ていかないといけないということで、私
としては、了承をする、前に進むための了承ということで、考えて発言をさせていただきました。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

内容はともかくですよ、調査の際にですよ、委員会として了承というのは、審査でしかない
んじゃないかなと思うんですよ。確認をしたということであれば、理解するんですけども、
了承という言葉はですよ、もう採決したような捉え方にならざるを得ないんじゃないかと。正
式な提案はあっておりません。はっきり言って。本会議主義でありますから。委員会は調査で
しかありませんので、そこで了承と、委員会として了承というのは、いかがなものかと、おか
しいのではないかと、私は思いますので、申し上げた次第です。

議 長（川副 善敬 君）

その件につきましてはですね、今後のこともありますんで、所管委員会のほうに持ち帰って
ですね、して、そして、また、議運のほうで、そこら辺のほうは、きちっと方向性を定めたい
と思っております。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

ここですね、認めてしまえばですよ、本会議の発言ですので、本会議としても認めたような形になるのではないかということをお慮してございまして、申し上げている次第です。

議 長（川副 善敬 君）

暫時休憩します。

（11時17分 休憩）

（11時19分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番。

産業建設文教委員長（浜野 亘 君）

すみません、誠に申し訳ございません。越権行為ということでございまして、私の方向性を確認したということで、訂正をさせていただきます。委員会として了承したということではなくて、確認をしたということに訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5番議員、以上でよろしいですか。

5 番（阿部 豊 君）

はい。

議 長（川副 善敬 君）

それでは、これで、日程第6、委員会報告を終わります。

30分まで休憩します。

（11時20分 休憩）

（11時29分 再開）

— 日程第7 発議第3号 決算審査特別委員会の設置について —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、発議第3号 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（発議第3号 朗読）

議 長（川副 善敬 君）

これから、質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。発議第3号 決算審査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

よって、決算審査特別委員会を設置します。委員は9名です。

暫時休憩をします。

（11時30分 休憩）

（11時31分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、佐々町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

以上で、日程第7、発議第3号 決算審査特別委員会の設置についてを終わります。

暫時休憩をします。

（11時32分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、先ほど設置が決定しました決算審査特別委員会を開催し、お手元に配付していますように、委員長、副委員長が互選されて決定していますので、御報告いたします。

— 日程第8 決議第1号 西九州させば広域都市圏に参画することに関する決議（案） —

議長（川副 善敬 君）

日程第8、決議第1号 西九州させば広域都市圏に参画することに関する決議（案）を議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（決議第1号 朗読）

議長（川副 善敬 君）

提出者から発言があれば許可をします。

9番。

9番（淡田 邦夫 君）

提案理由は、決議文に示していますが、補足して、提出者を代表して、一言申し上げます。議会においても、住民の方においても、昨年12月の議案採決の際には、賛成の方、反対の方がそれぞれおられたことを承知して申し上げます。

この連携中枢都市圏においては、相当の規模と中核性を備える圏域において、市町村が連携し、コンパクト化、ネット化により、人口減少・少子高齢化においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成することを目的とされております。

そこで、3点のさせば広域都市圏に参画する必要性を補足説明といたします。

佐々町においては、平成30年12月議会で、議案第74号が否決され、多くの住民の方から多岐にわたり、佐世保市や近隣市町村の連携が必要ではなかったのかと、住民不在ではなかったかと多くの批判をいただきました。また、私自身も、7月2日で佐々町議会議長を退任しましたが、その間、議長として多くの会議、研修に参加いたしました。その中で、議会としての議会の活性化、行政の効率化などを話し合う場が必要である、連携している議会であつてはどうかという話がありました。佐々町はオブザーバーとして参加しないかと言われたこともあります。現在、この会議が開催されているかどうかは、私はわかりませんが、しかし、執行の場合は、参加しなければ声もかからず、住民サービスがどこまでできるかが心配です。加入がぜひとも必要であるということを思っております。

8月6日の長崎新聞に、首長に聞く、佐世保市、朝長市長が掲載されておりました。その中で、「広域圏都市圏に参加予定だった佐々町は、町議会の否決で直前に離脱したが、佐々町の決定にとやかく言うことはできない。ただ、もともと佐々町は参加を希望していた。条件が整い、町と議会が一体となった流れができれば、佐世保市としてはウエルカムだ。」というような、ありがたいお誘いの言葉をいただいております。この機会に申し入れることを、町長にぜひともお願いをしたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。質疑のある方。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

提案者に質問いたします。1点の質問はですね、昨年12月議会で、連携参加については否決ということになったわけですが、今回は、参画することに関する決議として、参加することを前提とした推進の意見というふうに考えます。そういう決議だと思います。

そこで質問ですけれども、文面にあるですね、否決の意見について、特にギャンブル依存症への懸念とされていることに関して、何か懸念が解消されるような変化がこの間あったのかということです。御承知のように、IRがカジノ抜きでは成り立たないということは、先般行われた県と佐世保市が開催した町民への説明会でも明らかになりました。しかし、一方で、カジノの危険性、とりわけギャンブル依存症が広がるという不安、その解決策などは全く示されていません。さらに、治安の悪化、町民へのカジノの弊害などについて、不安は解消されていないと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、佐世保市との今回の連携、中枢連携については、一般的な自治体間の連携と違い、対等平等であるという前提がないということであります。そのことについて、本来、中枢連携という今回の組み立ては対等でないという前提で作り上げられていると、そう考えますけれども、それでも連携すべきというお考えなのか。

3点目は、医療、福祉、ごみ処理、生活関連の問題などは連携しなければ始まらないと述べられていますが、その根拠をお示しいただきたい。なぜなら、医療連携は、既に県の二次医療圏の中で連携されておりますし、福祉水準は佐々町が佐世保市と比べて遜色を来すという状況にないということは明らかではないでしょうか。多くのボランティアの皆さんや関係者の方々の努力下、全国表彰まで受ける水準が確保されているではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

以上3点質問いたします。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

ギャンブル依存症、それから、対等の連携化か、それからごみ処理の問題ということがございました。このギャンブル依存症に関しましては、執行のほうから、この次の決議第2号で出ておりましたけれども、大体、委員会、全員協議会、15回の委員会を開催されたと思います。その中で執行のほうから、るる説明があったんですけども、最終的には、3番議員が言われますとおり、その結論は出ておりませんでしたけれども、この長崎県においても、佐世保市においても、全国がそういうことで、IRということで、誘致に動いていることは間違いございません。そういうことで、経済効果、2万人とか、そういうような人口増加ということも見込まれておりますので、そういうことを期待しておるところでございます。

それから、対等ということでした。対等の連携かという言葉がございましたけれども、これに関しましては、まず、入って見なければわからないということで、私は思っております。そして、お互いに、そこの中で意見を言い合い、そして、いい方向に持っていくべきであるということだと思っております。

それから、ごみ処理でございますけれども、確かに佐世保市のほうは5年間待ってくれということだと言われております。この5年間というのは、やはりそのIRとか、いろんなことであろうかと思っておりますけれども、佐々町においては、37億というようなごみ処理建設費が計上されております。そこで、やはり、佐々町としても、そこのお金を出してでも、37億よりは、そういうことで、佐世保市、ある程度、連携を結ぶべき必要があるんじゃないかということだと思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようでしたら、これから討論を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

提案に対して反対の討論を行います。広域都市圏に参加するという事は、IRカジノ誘致の応援を求められるのかという昨年12月での議会での審議の中で、応援するという事かというふうに明確に答えられました。提案者の皆さんは、これに賛同するという事なのか。子どもたちに負の遺産を残してはならないという町民多くの皆さんが御意見をいただきましたが、そのように考えるべきではないかと考えます。

さらに、医療、福祉、ごみ処理施設、生活関連の問題などというふうに述べられていますけれども、ごみの問題は、町が独自で考えざるを得ない課題ではあるというふうに思いますが、その連携の仕方について、全てを投げ捨てて連携していくようなテーマではないというふうに考えます。昨年から内容については何の変化も変更も示されていない連携に、何の条件も付けないで参画を進めるということは、まさに、寄らば大樹の陰、何事も佐世保市任せということになるのではありませんか。今、求められるのは、必要な主張をきちんと行い、議論を重ねていくこと。それこそが協議ではないのかというふうに考えます。よって、今回の決議には反対いたします。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

討論は。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

賛成討論させていただきます。いきなりですが、私たちは随分前から、少子化、高齢化、人口減少というキーワードを耳にしてきました。しかし、それが、いよいよ危機的な問題であるというアナウンスに変更されております。御存じのとおり、その危機への対応として、総務省が進める自治体戦略2040構想で示されております。それは、少子化、高齢化による人口減少という我が国の危機に対応して、人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要とし、1つには、スマート自治体への転換、AI、いわゆる人工知能やロボティクスが処理できる事務作業は全てAIやロボティクスによって自動処理するとか、従来の半分の職員でも自治体が担うべき機能を発揮できるなどの仕組みなど、破壊的技術を使いこなすためにも、スマート自治体へ転換させていくべきであると整理されております。

また、そうした破壊的技術を活用する上で、自治体行政の標準化、共通化、これまで個別の自治体でシステム構築してきたものを標準化、いわゆる共通基盤として、重複投資をやめる仕組みなどが必要であるとしており、こうした仕組みのためには、複数の自治体が連携して進める必要があるとしています。

2つ目としましては、マネジメントと二層制の柔軟化です。これは、行政のフルセット主義からの脱却と圏域単位での行政をスタンダードにするという方向性などが示されており、いわゆる核となる都市がある地域では、その都市を中心とした圏域の構成を、核となる都市がない地域では、都道府県が市町村を補完・支援するといった仕組みを示しています。これは、将来的には、国の財政支援の仕組みに圏域がしっかりと入ってくることや、結果として連携しないことのリスクも示されていると、国の資料から読み取れるところです。こうした国の流れからしても、執行側から提示された33項目の事業を検討し、連携の有無を判断とするという次元の話ではなく、2040年、いわゆる20年後の迫りくる危機への対応として組み立てる必要があるというのが、私の見解です。

そうした仕組みが法律や制度の中で組み立てられていく中で、1番重要なことは地域コミュニティであると考えます。この地域コミュニティは一朝一夕にできることではありません。私たち議会の役割は、執行が間違っただけに進んでいるとすれば、住民の代表として指摘することも必要です。しかし、執行が適切な方向に進んでいる中において、議会が障害になるようなことがあっては、断じてなりません。それでは、住民自治は成り立ちません。今一度、二元代表制の意味を再確認し、議会の果たすべき役割は何なのかを考えるべきであると私は感じております。

平成の大合併から10年以上が経過し、3,300の市町村を1,700の市町村に再編することで、地域コミュニティをことごとく壊していったと思います。また、国もそう感じていると思います。今回の連携中枢都市圏は、そうした市町村合併の反省に立った制度設計であり、積極的に国が旗を振り、令和の大合併を推し進めようという話ではなく、20年後の危機に備えるための我が国における地方自治体のあり方として、社会保障制度を引き続き維持するために、国をはじめとした地方の財源をどのように捻出していくか。そのための地方自治のあり方はどうあるべきか。自助、公助、共助などが防災の観点から叫ばれておりますが、私たち地方議会が果たすべき役割は何なのかを改めて考えるべきです。

私たち議会は、地方が自由に使える一般財源をいかに確保し、住民の生活を豊かにできるか。一般的な言葉としまして、住民の福祉の増進を図る上で、毎年度予算編成がなされ、議会に提案される執行の取組について、是々非で議論することであり、今回のような長期的な我が国の危機に対する対応への話に対しましては、時代の転換期、将来を見据えた判断が必要であると考えます。

地方自治制度が根幹から揺るぎ始めている極めて変化の激しい時代にあって、人口1万4,000人の住民の生活を守っていくべき取組を執行には常に展開していただきたいと思っております。

佐々町には、昨年、厚生労働大臣表彰を受けたように、国が認める地域コミュニティが介護予防の取組によって、優れているという評価を得ております。我が国が20年後の危機への対応として示している新しい公共の協力関係の構築ということで、専門的な技能を習得したスタッフが臨時に対応する組織的な仲介機能が求められているとしている、この内容こそが、本町の地域包括支援センターが取り組んできた専門職による地区割担当制であると思っております。我が国の先進事例として、厚生労働省は取り上げているんだと感じております。広域連携とは別に行政が取り組むべきは、こうした地域コミュニティの維持であると思っております。だからこそ、基金が一般会計の年間予算程度あるからといって、これまでつくり上げてきた健全財政という状況を、一気に住民の福祉を削るような緊縮財政に陥ることがないように、議会はしっかりと監視するべきであると考えております。これこそが議会の役割であり、執行には、その求めに応じるべく対応を期待するところでもあります。

最後に、佐世保市議会の本年6月議会における一般質問において、全国32の連携中枢都市圏において、本圏域だけが地図上で見たときに、ぽっかりと穴があいているということ、さらに

は、圏域の拠点としての佐世保市のリーダーシップにまで触れられ、今は、不参加を採択した佐々町が責められるような雰囲気はあるものの、いずれ中核市である佐世保市のリーダーシップが問われるような状況になるのではないかという質問までなされております。そうした厳しい質問に対して、朝長佐世保市長は、「佐々町の議会の意思の重みを勘案すると、本市から協議の再開を提案する状況にはないと判断しております。」との答弁をなされており、これは、議会の意思が連携へ向くのであれば、ぜひ、一緒に圏域を形成していきましょうという言葉であると私は解釈しております。

しかも、市議会議員がこういった一般質問をしていただいたということが何より有り難いこととありますが、この思いに対しましても、私たちは行動を起こすべきであり、このような制度的な流れ、佐世保市における動きなどを踏まえると決断のときではなかろうかと思えます。いま一度、この連携中枢都市圏、将来的な地方自治制度への懸念など、法や制度における我が国の方向性を踏まえ、まずは、議会から西九州させぼ広域都市圏への加入へ向けてかじを切るべきと思ひ、長くなりましたが、賛成討論といたします。

議 長（川副 善敬 君）

討論は、ほかにありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。決議第1号 西九州させぼ広域都市圏に参画することに関する決議（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第9 決議第2号 西九州させぼ広域都市圏参画に係る協議について決議（案） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第9、決議第2号 西九州させぼ広域都市圏参画に係る協議について決議（案）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（決議第2号 朗読）

議 長（川副 善敬 君）

提出者から発言があれば、許可します。

6番。

6 番（永安 文男 君）

発言のお許しをいただきまして、誠にありがとうございます。純粋な気持ちで申し上げます。圏域全体としての発展を目指すためにも、連携に向けての協議を進めていただきたいと節にお願いをするものです。

これまでの経過の中で、説明不足だったとの話もあったわけですが、私自身としては、その折々で町民目線に立って、もっと詰めていかなければならなかったのではないかと反省をいたしております。さきの全協でも申し上げましたように、今後は、政策を推し進める中で、執行と議会が、説明不足がないよう協議して進めていくようお願いをしておりました。まずは、協議に入ることが大事だと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）

質疑があれば、許可します。質疑を行います。失礼。質疑のある方。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。決議第2号 西九州させば広域都市圏参画に係る協議について決議（案）は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

起立少数です。したがって、本案は否決されました。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、一言申し述べさせていただきます。

西九州させば広域都市圏の参画につきましては、議会への説明の不足ということで、先ほどもお話がありました。意思疎通の不足がありまして、町民の皆様、それから、議会の皆様方には大変御迷惑をお掛けして、御心配をお掛けしましたことに対しまして、心からおわび申し上げたいと思っております。

今回の議員皆様の決議を重く受けとめまして、今後、西九州させば広域都市圏の参画については、関係市町にお願いをするとともに、令和元年度の年内には参画できるようにですね、今後我々としましても、事務を進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様方にも、今後とも御協力をいただきますようによろしくお願ひ申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

議 長（川副 善敬 君）

暫時休憩をいたします。

(13時29分 休憩)

(13時39分 再開)

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より追加議案の申し出がっておりますので、休憩をいたしまして、再度休憩をいたしまして、議会運営委員会を開催いたします。よろしくお祈いします。

しばらく休憩します。

(13時39分 休憩)

(13時51分 再開)

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に町長から追加案件が1件あっております。

議会運営委員会を開催し、協議していただきました。

案件の内容は、議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件についてです。

皆さんにお諮りします。1件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件についてを日程に追加し、追加日程第1とし、以上の1件を議題とすることに決定いたしました。

しばらく資料配付のため、休憩します。

(13時52分 休憩)

(13時53分 再開)

— 追加日程第1 議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件についてを議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第72号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、1ページ開いていただいて。町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正の前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということ。

改正後のほう見ていただきまして、附則のところに、14、15条、14と15を加えまして、14が町長の給与を、10月の給与を10%カットするという条文になっております。15の部分につきましては副町長の給与月額を5%カットする条文になっております。

附則。施行期日。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし。」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

反対討論いたします。

今般、議会主導により西九州させば広域都市圏への参加については決議をいただいた次第でございます。賛成討論でも述べましたとおり、地方自治制度が根幹から揺るぎ始めている今般、住民の生活を守っていく取組を積極的に頑張っていただきたいと。道義的趣旨は、反省の内容についての提案については理解するところでございますが、ましてや積極的に今後努力していただきたいというエールも込めまして、この減額改定についての提案については反対いたします。

議長（川副 善敬 君）

ほかに討論はありますか。

（「なし。」の声あり）

ないようでしたら、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第72号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。
しばらく休憩いたします。

（13時57分 休憩）

（13時58分 再開）

— 日程第10 一般質問（平田康範議員） —

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、8番、平田康範議員の発言を許可します。

8 番（平田 康範 君）

8番、平田でございます。議長より質問の許可を得ましたので、通告書に沿って、本日は一問一答で質問をいたします。

まず、農協の、農協と行政の一体性、それから、これからの農業政策についてお伺いをいたします。

私も四十数年間、農協に勤務したOBでございますので、本日通告しております項目について質問することには残念な気持ちであり、農協の方針については理解しがたい面もございますが、機関決定されたことについて、あえてこの場で異議を申し上げる立場でないことは理解した上で質問をいたします。

農協の中間経営計画で、農協支店の再編構想により、佐々支店が今後吉井町へ予定されております北松基幹支店へ統合されることとなっておりますが、これに伴って、農家の皆さんも大変不安を抱いておられることは事実であり、町としてさらに農家の支援が必要となってくることも予測され、佐々町の農業を守るため、政策を新たに取り入れることも必要があると、そのような強い思いでいるところでございます。

では、まずお伺いいたしますが、佐々町ライスセンターが町外施設へ再編、統合されることが、平成27年6月開催の農協総代会で機関決定されたわけでございますが、その折に、事前に農協より説明がなく、また施設の利用目的が契約時と異なった利用がなされるなど、いろいろと問題が生じ、農協との信頼関係について問題視した経緯もあるわけでございます。

今回の支店再編等について、佐々という行政区より、営農活動の拠点となります農協支店がなくなることに對して、農業総代会での機関決定前に、農協より説明を受ける公の場が持たれたのか、まずお伺いをいたします。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

8番の平田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

行政と農協の一体性と農業の政策についてということで、先ほどお話がありましたように、支店の再編の話というのを聞きましたのは、私は5月27日に農協の方から、理事2名と支店長

が来庁されまして説明を受けました。そのときに8番議員からお話を聞いていたもんですからですね、そのとき8番議員も同席されましたけど、そのときに正式に初めて私もわかったわけでございます。

農協の第5次中期経営計画によりますと、現在27の支店・出張所を段階的に統合しながら、まずは14支店の1出張所に再編したいということで、2022年度をめどに基幹7支店、1出張所に再編を計画しているというお話を説明を受けました。これはもう機関決定をしているということで、この前の総代会で、そういう機関決定を受けたということでお話を受けました。そのとき初めて私も説明を受けたわけですけど、町としましては、やはり承服できないということで回答をいたしておまして、やはり佐々町としても、佐々町一つの行政区であるわけでございますので、何よりもやはり農家の皆さんというのが大変もう困りますのでですね、町としましては支店をなくしてもらっては困るということで強く今要望をいたしておるところでございます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

まずは町長のほうからですね、機関決定前に公の場での説明はなかったということでございますが、今日まで行政も農協と共にいるような考えから、あわせまして公金の収納代理金融機関でもあることからですね、金融商品、時に定期預金等、多額の取引も農協と協力関係の中でやっておるわけでございますけども、そういった関係にもかかわらずですね、事前に説明がなかったということについては残念と言わざるを得ないということをお申し上げて、次の質問に移ります。

町長も本町の基幹産業は農業ということで捉えておられますが、農家の皆さんの活動拠点となります農協の支店が、佐々町行政区にない状況になります。そういう中で、今日まで農協部会組織としての連携のもと、畜産振興対策として肉用牛生産奨励金制度、それから繁殖牛経営基盤強化事業や佐々地区和牛共進会補助金制度などですね、町独自の取組もいたしておりますし、また一例ではあるわけでございますが、佐々町農林商工業振興事業でJAながさき西海女性部佐世保地区活動事業として、農協女性部へ補助金を、補助を行っております。

しかし、今回の支店再編では、佐世保地区ではなくですね、北松地区へ編入されることになると思われます。今後ですね、部会組織がどのように再編されるかまだ示されておりませんが、部会組織が他の地区との統合となった場合はですね、やはり町単独事業としての継続、これも厳しいものがあると考えられますけども、生産部会あるいは青年部、女性部など各営農組織に対する支援について、どのような方針で今後臨まれるのか、考えがあればお伺いをいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

平田議員さんがおっしゃるように、やはり農業というのは佐々町の主要産業でございまして、やはり本町の町内の農業の活性化を図るということで、いろいろなことをやっているわけでございます。農協の組合員さんからまた、女性部とか青年部をはじめとしまして、各種活動の組織とか各部会に対して、町でもですね、単独の補助金というのを交付しておるわけでございます。やはり町内で構成される組織とか、それから町を越えた広域で構成される団体でも、やは

り佐々町の農業者が含まれているということでございますので、やはり他市町からの補助が行われ活動される場合には、やはり本町としても同様の補助を行なわなければならないと、行いながら、やはり良好な活動というのがなされなければならないのではないかと思っております。今後ともですね、やはり本町の農業というのは活性化を継続、推進していくためには、やはり引き続き、継続して支援をしなければならないのではないかと考えておるわけでございます。

例えば、現在と同様にですね、組織が農協の管内への統合された場合は、町としましてはやはり、佐々町の農業者が含まれるということで、先ほど申しましたように、やはりどういう利用する場合があるかということも考えながらですね、補助としてもどうするのかっていうのは協議をしながらですね、考えながらやっていかなきゃならないのではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

それでは、次にですね、収納代理金融機関としての今後の考え方についてお伺いいたします。

農協は金融、JAバンクですね、これは農家の皆さんが多く利用される金融機関でもありますが、一方でですね、やはり一般の方も多く利用されている金融機関でもあります。そのようなことからですね、水道料金あるいは国税とか住民税、そういった公金の口座振替について、現在500件ほど登録されているようであります。平成30年度の公金取扱件数も1,000件ほどになっているようであります。

しかしながら、先ほど来から言っておりますように、佐々支店が吉井支店へ新設予定されております北松基幹支店へ統合されたときにはですね、吉井町まで出向くことは厳しいと、今まで近くであったので利用していたが、今後は公金の振替口座、これの指定変更手続も行わなければいけなくなるんじゃないかというようなことを多くの方からお聞きしているところであります。

本町の農協との金融商品取引についてはですね、先ほどから言っておりますように、定期預金の預け先でもありますが、支店再編成で佐々支店が廃止されることになって、農協との金融商品の取引状況も大きくですね、変化するものと思われませんが、今後、この収納代理金融機関としての指定、それからまた農協との金融事業にかかわる取引について、本町も真剣に見直す必要があると考えますが、どのような考えか。

また、あわせましてですね、質問いたしますが、支店再編について、やはりいろいろ問題がございますので、今一度農協に対しまして、考えを見直していただくというようなことを申し入れることについて、どのような考えかですね。

以上、金融機関の指定、そういった見直しとあわせて、農協への申し入れ、これはどのような考えかをお伺いをいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、収納代理金融機関ということでございますけど、いわゆる本町にある金融機関を指定しているわけでございまして、農協もその一つでございまして、農協につきましても佐々支店がありますので、収納代理金融機関ということで指定しているわけでございます。

農協の統合後というのは、本町には支店がなくなるっていうことで、先ほど収納代理金融機

関についてそのまま、収納代理金融機関はそのまま指定はしなければならないんじゃないかと思っております。理由としましては、やはり統廃合されても町外の農協を利用する方とか、特に農業に従事されている方というのが、やはりそういう方が利用があると思われまして、やはり税金の口座振替等登録している方もあるということで、先ほど平田議員も500件ということでお話がありました。やはり住民の利便性というのを考えればですね、そのまま統廃合後も収納代理金融機関ということで継続する必要があるのではないかと考えているわけでございます。

今、金融取引ということで、平田議員も監査をやっておられるので、佐々町の定期預金とか資金運用についてはよく御存じだと思っておりますけど、町内の金融機関ということで、我々も農協の佐々支店にもやはり現在預け入れをしているわけでございます。統廃合されるまで今までどおりは運用はしていきますけど、統廃合後はやはり農協というのが町外の金融機関になるわけですね。そのときには今後やはり十分検討しながらですね、やっていかなきゃならないんじゃないかと思っております。

それから廃止、この支店の廃止につきましては、私どもがですね、この前農協のほうにもお話をして、9月4日にですね、農協の理事長以下常務、それから全部来られまして、農協で懇談会を行いました。一応そのときも、私としては農協の佐々支店の廃止については強く抗議をして、私としてはもう廃止しないようにということで要望は出しておりました。そのまま意見は分かれていますので。そういうことでございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

支店の再編につきまして申し入れをしたということでございますが、なかなか厳しい面もあるかと考えます。機関決定されておりますのでですね、ほかの地区との兼ね合いもございまして、佐々だけというのはなかなか厳しいかと思っております。

次の質問に移ります。

営農活動拠点であります佐々支店がなくなるということでですね、多くの皆さんが不安を抱いておられるのはもう現実でございまして、やはり今後町独自でですね、農業を支える新たな政策、これも取り入れるべきとの思いから質問をさせていただきます。

従来は、農業者戸別所得補償制度によりまして、主食米で10アール当たり1万5,000円が交付されておりましたけども、平成26年産米からは、これが半額の7,500円になりまして、この制度につきましてもですね、平成30年産米からもう廃止をされております。この制度は、農家の経営を下支えする制度でありましたけども、廃止によりまして所得面においても厳しくなるなど、やはり農業を取り巻く環境は一段と厳しさが増していると考えられます。また、個々の農業経営規模、これを捉えてみましても、やはり大規模農家ほどですね、こういった制度の廃止によりまして、減収が大きくなっているのも事実であります。

本町の農地環境、これを見ても御存じのとおり、中山間地域が多くですね、農地集積など大規模化は厳しく、中山間地域等直接支払事業、これを活用し、協定者も協働の精神で、やはり山間部の農地を守っているというのも事実であります。

本町の農業形態、これを見ても、平成27年度の調査でございまして、農林業センサスでは農業従事者の平均年齢がですね、69歳となっております、販売農家、これが237戸のうち58戸の方が75歳以上、これは27年度の調査でですね、75歳以上のこの統計数値になっております。このようなことから、やはり農家の高齢化、これも進みまして、また後継者不足、そういったものから、農地を荒らさずにですね、やはり持続するためには精一杯努力がされてい

るわけでございますけども、やはり農機具の買い替えを機会とし、またはこういった交付金の廃止、そういったものがなされた営農環境の悪化、そういったものを機にですね、離農を考えておられるのも事実であります。昨年度ですね、水稻作付戸数で申し上げますが、235戸あったわけですね、作付けが。本年度の作付けが戸数でいきますと225戸。ですから1年間で10戸減ったわけですね。これは10戸丸々が減ったちゅうわけじゃないんですね。個人を捉えて10戸なんですけど、一部の方はほかの方に農地を貸されて作付けされておるかもわかりませんが、一農家として捉えてみますと、10戸減少しているというのが現状であります。

そういったことで、佐々町の農業形態、これは御存じのとおり家族農業が中心な形態でありますので、やはり大規模化を進めるだけでなくですね、ちょっと大げさな話になりますけども、国連が呼びかけている家族農業10年というのがですね、示されておりますけども、この中に行動計画がございますが、そういったものを参考にですね、やはり農家が果たす多面的機能の役割をしっかりと認識し、そして農家が安心して生産に取り組む、家族経営で持続発展できるような農業政策に、この機会を捉えてですね、転換すべきと思うわけですが、町長の意気込みをお聞かせください。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい御質問でございます。先ほど町内の各種活動組織とか部会など、まあ町単独の補助金によって支援を継続していきたいと申し上げたわけでございますけど、やはり支店がなくなるといことで、やはり活発な、円滑な活動というのが持続していけるのかというのは我々としても大変今心配をしているところでございます。農家におかれてもですね、やはり農業の維持継続というのが不安があるんじゃないかと思っています。やはりJAの農業経営というのはうまくいっておるのか、やはり就農の営農が継続されていくのかというのは、やはり周囲の、先ほどお話がありましたように高齢化とか担い手が不足といことで影響があるのではないかと思っています。

現在、取組がなされております中山間の直接支払とか多面的機能支払交付金とか、このような問題に対しまして有効な対策にはなっていると私どもは考えているわけでございます。ただ、これらの問題を解消する対策としまして、やはり営農というのが、組織化が有効なものといことで考えを今進めているところでございまして、木場の集落におきましても、取組を行っているということは御存じだと思っております。今現在、町内で1か所ありますが、モデル組織となれるように考えながら、県とかやはり農協等の関係機関とやはり協働しながら進めていかなきゃならないといことで、このような組織というのが集落ごとにできていくといことで、いわゆる農地とか農業を維持できる、発展につながるものと考えているところでございます。

先ほど、平田議員さんからお話がありましたように、家族農業10年といことで、これは現在世界で食料のうちの8割は家族経営で農業を賄われているといことで、やはり世界中の食卓を守るということの中で、やはり重要な役割になっているといことでございまして、やはりこの強化というのは現実的な可能な施策といことで、やはり本町においてもですね、認定農業者の中で家族経営による農家の方々が中心な存在であるんじゃないかと、私どもは思っているわけございまして、本町としましてもやはり、この認定農家の受入計画というのを後押ししながらですね、やはり将来を見据えた計画を組み立てることが必要ではないかと思っていますし、ただ町だけではなくてですね、関係機関とやはり協力をしながらですね、取り組んでいく必要があるのではないかと思っていますので、私どももそういうことをお話しなが

らですね、関係機関と協力しながらやっていきたいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

それでは、農業関連につきましては最後の質問になろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、家族農業10年というものにつきましては、2017年ですか、2017年12月ですね、第72回の国連総会で、日本含む国連参加国104か国が共同提案し、全会一致で可決しておるわけでございます。そういったことからですね、やはり家族農業の重要性が再認識されたものと考えられます。

佐々町の農業形態につきましては、先ほど来から言っておりますように、中山間地を中心に家族農業で営んでおられる農家が多いわけですが、言いますように高齢化が進んでいるというのも現実であります。まああの中山間地域の農地を維持管理していくためには、やはり町長も言われましたように一個人で取り組むことは厳しくですね、やはり集団化を図り、多くの方の結集で大きな力に変えですね、そして取り組むことが肝要と考えられます。何回かですね、中山間地域の農業振興についてお伺いした経緯がございますが、町長はそこで、よくですね、中山間地域直接支払事業、それから多面的機能支払交付金、これで取り進めたいとの考えを示されておりますが、やはり交付金を活用した取組、これも限度がございます。

そこでお伺いいたしますけれども、やはり手助けの意味からですね、やはり自ら地域に出向き、そして集落の将来像、そういったものについて、先ほどから言われますように、関係者と話し合いしながら、そして例えばでございますが、新構造改善事業などですね、やはり国県の指導をよく研究されて、例えでございますけれども、各地区の営農集落、これを単位としてですね、集落営農活動組織、これを立ち上げて、その集落営農活動組織の下部組織として、例えば機械利用組合を設立すると、で、そういった設立することによって、高齢になって、先ほど言いますように、10件ほど米の作付けが1年間で減る状況でございますが、そういった農地をですね、耕運から田植、それから防除作業あるいは収穫作業、そして農地を守るための水路、そういったものの管理を行うことがですね、いずれは耕作放棄地の拡大を防ぐことができるというような考えを持っております。

しかしですね、この集落営農活動組織を立ち上げ、その中に機械利用組合というものをつくるにしても、やはり機械を購入しなければそういった活動ができない。であれば、やはりこの農業機械導入についてに助成するなど、新たな一つの政策というのも設ける必要があると思うわけでございますけれども、集落を単位とした活動組織の設立、それを推進する考えについてですね、今一度お伺いをいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい御質問でございます。先ほどお話がありましたように、やはり佐々町というのは中山間地域で狭地がたくさんありまして、大新田ぐらいがですね、広いところで、あとはもう小さい狭地でやっているわけございまして、やはり先ほど申しましたように、中山間の直接支払制度とか、それから多面的機能の支払交付金でやるよう、やはり組織で将来の農業っていうのを取り組むっていうことは大変有効なことでありまして、やはり地域で農業を守っていく

ということもつながるものではないかと考えておまして、先ほど今お話がありましたように、そのために営農の組織化というのは町も進めていかなきゃならないのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、本町の中山間直接支払制度とか、先ほど多面的機能の支払交付金とか活用状況で見ますと、やはり全国的な問題でもあり、やはり後継者ですね、後継者とそれからやはり高齢化と、超高齢化といった実態で、やはり取組がやはり少なくなっているのではないかとこの現状もあるわけでございます。その中でやはり今ある制度といいますか、国県の交付金というのをやはり有効に利用しながらですね、集落営農の支援ということがつながるような組織の構成というのをやはり検討しなければならないんじゃないかと私も思っていますし、やはり先ほど言いましたように少子高齢化といいますか、それと後継者不足ということで、営農組合もあるし機械利用組合ですか、その方もまだあるわけでございますけど、そういう機械を利用した組織の維持といいますか、そういうこともやっていかなきゃならないということでやはりなかなか難しいわけでございますけど、営農の維持だけではなくてですね、保全とか振興もやらなければならないということで、そういうことを全体的に合わせた組織の構成というのは、今後検討していかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

8 番。

8 番（平田 康範 君）

それでは、次に通告しておりますが高齢者支援、これについて質問を移ります。ちょっと若干ですね、内容を御理解いただくため、質問内容が長くなるかもわかりませんが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

平成29年交通安全白書によりますとですね、平成28年10月1日現在で65歳以上の人口が3,459万人、この総人口に占める高齢化率、これは27.3%で4人に1人となっております。また、老人福祉法に基づき、県がですね、毎年発表しておりますけども、本県の人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は、本年1月1日時点で、全国平均27.61%に対して、本県は31.45%で、昨年の30.78%を上回りましたね、高齢化率も全国で13番目に高く、そして佐々町は全国平均よりも低い27.02%と発表されております。

またはですね、免許証関係で申し上げますと、運転免許証の高齢者保有状況でございますが、平成28年度末の運転免許証保有者数は約8,221万人で、平成27年度に比べて約6万人増加をいたしております。この8,221万人の中で、75歳以上の免許証保有者数が約513万人で、75歳以上の人口の約3人に1人となっているようでございます。そういったことですね、今後も増加傾向にあると推計されており、近年毎日のように高齢者の交通事故について報道がなされております。

本町の交通もそういったものを捉えてみましても、地域循環バスとかそういったものが運行されていない状況ですね、やはり公共交通機関、これは町中心に限られ、多くの山間部では生活の足として自分の車は欠かせないのが現実で、高齢者の運転免許証の保有者数は多いもの考えられます。また運転免許証の自主返納、これについて若干申し上げますが、これにつきましてはですね、やはり本人の意思でありですね、強制できないわけでございますが、ただ今申し上げましたような状況からしても高齢者の運転免許証の自主返納、これについては、本町は大変厳しい状況にあると考えられます。

それからですね、状況をお話ししますが、昨年ですね、12月末現在で県内の運転免許取得者がですね、85万4,300人。これに対して、65歳以上が21万1,139人でですね、昨年は65歳以上の4,041人がですね、免許証の自主返納をされております。そういった中で、この免許証の自主

返納された65歳以上の運転免許証は全国平均です、0.27%ということで、これを自主返納は全国はですね、0.18%です、平均。ですから、この自主返納率は全国で41位であるということですね、先ほど県議会の特別委員会ですね、県警の運転免許管理課長が委員会の中で報告をされております。

そういったこととお伺いいたしますけども、高齢者の運転でブレーキとかですね、アクセルの誤操作ですか、による死亡事故等が今日、先ほどから言いますように多く報じられていますけども、高齢者の、真剣にですね、先進安全自動車、これを購入する場合にですね、その安全機能に対して高齢者先進安全自動車購入補助金制度に取組をされている自治体が増えてきております。自治体の一例を申し上げますと、愛知県の碧南市、それから長野県の飯綱町、これにつきましては、令和元年と令和2年の2年間の期間限定で取組をされているようでございます。一方ですね、東京都の檜原村ですか、それから岐阜県の川辺町、それから岡山県の美咲町、これについては期間限定はされていないようであります。

制度内容についてはですね、対象者の年齢あるいは車種、補助限度額など、自治体では異なっておるわけですが、本町もですね、先進地の事例をよく研究されて、そしてこういった安全運転支援装置等搭載自動車の購入補助制度、これを導入して高齢者のですね、交通事故防止等被害の軽減を図るということも、高齢者生活の支援の一つと考えますけども、どのような見解をお持ちかお伺いをいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今いろいろお話がありましたように、今、高齢者がやはり多いわけございまして、本町も高齢化率が27%ということで高齢化率が高いほうでございまして、高齢者の方、それともう一つはやはり、交通の便と申しますか、やはりこの佐々町の、東京のような便利なところならいいんですけど、やはり佐々町というのは車がなければなかなか行けないところたくさんあるわけございまして、そういうことで今タクシー支援をやっているわけございまして、なかなか車のやはり運転というのは、免許証の返納というのは少ないんじゃないかと思っています。やはりこの交通安全対策、先ほどお話がありました、自動ブレーキとかペダルの踏み違いとかの加速の抑制装置ということで、今御質問がありまして、やはり先進安全技術が搭載された自動車ということで、安全運転サポート車の購入にかかわる取組ということでお尋ねになったと思います。これについての補助金でございまして、香川県が今そういうこと取り組んでいるということで、購入した場合は定額3万円の補助を行っているということで聞いておりますし、先ほどお話がありましたように、愛知県の碧南市とかそういうことでも安全運転サポートの補助が、助成がなされているということでお話を聞きました。

自動車メーカーでは、来年までにはほぼ全ての新車に自動ブレーキとそれからペダルの踏み間違い等の加速抑制装置というのを、標準装備又はオプション設定をするという方針を打ち出されているとお聞きしております。私どもとしまして、今後の情勢とか、国とか県、近隣自治体の動向を注視しながらですね、やはり考えていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
8番。

8 番（平田 康範 君）

それではですね、次の制度導入の検討についてお伺いをいたします。

先ほど、1問目で申し上げました安全運転支援装置等の搭載自動車購入補助制度、これがやはり新車を買わなければ該当しないということでございますので、やはり高齢者で車を更新するというのもなかなか厳しいのも現実ですね。そういうことで、これにかわりましてですね、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる急発進での事故、これを防ぐために、車に後付けできる急発進防止装置、これについてもよく報道されておりますですね。これでですね、県内で初めての試みではありますけども、島原市ではですね、先月この急発進防止装置の後付けした自動車の体験試乗会、これが開催されまして、約100の方が参加されて体験をされているという報道がなされております。

東京都は、御存じのとおり来年までの1年間を限定しまして、こういった装置の購入それから設置費、これが約3万から機種によっては9万程度の費用がかかるわけですが、この費用に対しまして9割ほど補助するという事で言われております。

大分県の日出町あるいは群馬県の渋川市、それから福岡県のうきは市などはですね、もうこの制度、補助制度を導入されて取り組んでおられます。本町もですね、この高齢者の事故防止対策としてですね、先ほどからいます制度とあわせまして検討されることを求めたいと思いますが、どのような考えかお伺いをいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この件は多分前回3番議員が質問されたと思っております、今後研究をしていきたいということで回答を申し上げたと思っております。

今、平田議員がおっしゃるように踏み間違いの防止装置ということで、大まかに電気とか、それからブレーキアクセルペダルの特殊なペダルっていうのを取り付けて、物理的に急加速できないようなですね、仕組みがあるということでお聞きしてまして、この装置っていうのが価格的には3万円から25万円ぐらいまでの幅があるということで、車種によっては取り付けできないっていう製品もあるとお聞きしております。

今のお話で、東京都がですね、高齢者の安全運転支援装置設置補助制度っていうのを構築されておまして、装置の販売とか設置を行う事業者に対しまして、東京都から費用の9割ですか、1台当たり10万円を限度に補助を行うということでお聞きしてまして、九州内では先ほど申されましたようにうきはとか、大分県の日出町で助成を行っているということをお聞きしております。

現時点におきまして、県内で助成している市町っていうのはありませんが、やはりその有効性とかやはり県と、国県とか近隣地帯の動向っていうのも注視しながらですね、我々としましては、今後どうするのかというのは検討していかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

それでは最後の質問になろうかと思いますが、1問目でも申し上げましたように、本町の交通網につきましては、地域循環バスなどが運行されていないという状況で、やはり山間部は

ですね、生活の足としてはもう車が欠かせないのが現状でございます。

そこで本町が現在取組いたしております高齢者外出支援タクシー利用助成制度についてお伺いいたしますけれども、現行は75歳以上の高齢者を対象にですね、500円券が月4枚ですか、となっておりまして年間48枚、ということは年間48回タクシーが利用できるわけでございますけれども、タクシー券を利用されている方、これは例年だろうと思っておりますけれども、対象者ですね、約半数程度となっているのが現実だろうと思っております。そういうことで、町中心部の方とやはり遠隔地の方、これにつきましてはですね、やはり乗車料金ですね、タクシーチケット以外である乗車料金の自己負担額にも差がございます。さらには遠隔地の方はですね、先ほど来から言いますようにこのタクシーの利用頻度も多くですね、やはり枚数が足りないなど、いろいろな意見をお聞きしているのも現実でございます。

利用券の発行枚数などについてはですね、やはり公平ではありますけれども、一方考えてみますと乗車料金の個人負担を考えると、何と言いますかね、不公平な面もあるのかなあというような考えも持つわけでございますが、このようなことを少しでも助成するためにですね、地区によってやはりこのタクシー券の発行枚数の限度、そういったものを設定するなどですね、見直す考えがお持ちでないのかお伺いをいたします。といいますのも、これを行うことによってやはり結果としては、高齢者の自家用車の運転、これを控えることもできますし、また事故防止にもつながる。さらには大きく捉えますと運転免許証の自主返納を考えていただけるというようなところまでいくのかなあというようなことで、こういったタクシー券の発行枚数、これも地区によってやはり見直す必要があるのではないかと思います、どのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

真っ先にこの高齢者支援タクシーということで、これはやはり月2回ですか、買物とか病院に行かれるということで一応想定して往復の4枚ということで、大体それくらいでいこうというようなことで決定したわけでございます。やはり先ほど御指摘のとおり、山間部とかなんかですね、地区によっては初乗り分の助成があったとしても、それ以上ですね、料金を負担するっていうことがあるというのは実態であると思っております。地域によっては隣近所と相乗りされる方もいらっしゃるわけでございますけど、やはりそういう工夫もあるとお話を聞いているところでございます。ただ、現在、町で、今、地域福祉計画の住民アンケートにおいても、議員さんが御指摘のとおりのような意見もあるっていうことでお聞きしております、また一方では、今後高齢者の方が増加するわけでございまして、必然的にこの制度というのは見直すことも出てくるのではないかと。ただし、この佐々町、町の財政負担というのも増加するということが予想されるわけでございまして、そのようなときをどうするのかというのもあるわけでございます。それから地区によって枚数の差を設けたり、利用条件の差を設けるなどっていうことで、見直しの場合には課題になるのが、一番公平性をですね、やはりどうするのかというのが出てくるのではないかと、我々はそこを考えているわけでございまして、そのようないろんなことがあるわけでございまして、それを踏まえながらですね、現在作業を進めております、この地域福祉計画の策定委員会においても、御指摘の高齢者の移動支援につきましては、解決すべき生活の課題ということで取り上げておられるわけでございますので、やはり外出支援タクシーの助成券と新たな移動支援といいますか、そういうことの組合せができないかどうかですね、そういうことを今後やはり研究しながらですね、それをやって、やはり住民の方に少しでもこう楽になるっていいですか、負担をかけないようなですね、仕組みっていう

のを考えなきゃならないんじゃないかと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
8番。

8 番（平田 康範 君）
以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（川副 善敬 君）
以上で、8番、平田康範議員の一般質問を終わります。
ここで休憩します。

（14時47分 休憩）

（15時01分 再開）

— 日程第10 一般質問（長谷川忠議員） —

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により4番、長谷川忠議員の発言を許可します。
4番、長谷川忠議員。

4 番（長谷川 忠 君）
どうも、4番、長谷川です。議長の許可をいただきましたので一般質問とさせていただきます。質問事項は通告書どおりやりたいと思っております。
では、1番目に、町内個人病院の今後の存続に対して本町の方針はいかがなものかと聞きます。
1番、医療関係の今後に対して不安なのですが、本町では先進的な福祉医療を18歳未満までの無償化を昨年より実施なさっています。他の市町にも先駆ける取組であるのですが、本町における医療体制に若干不安を覚えるのです。それは病院医療院長の高齢化、ことし3月末にも体調不良の名目にて内科医が廃業されました。また、現時点でも他の医療関係も例外ではないと思われます。今後の本町の医療体制の維持はどのようにお考えですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
大変、今、議員の御意見もありますように、町内の開業医ということで、ここ数年で3件の病院が、医院が閉院されたということで、現在、医科が9件で歯科が7件ですね、全部16件ということで医療機関になっているわけでございます。開業医の減少ということで、町としましてもやはり医療環境というような現状を捉えながらですね、検討していく必要があるんじゃないかと思っております。やはり、そもそもの医療の今現状としましては、一つは議員も御指摘のやはり医師数のそのものが不足しているということ、それから、医師がですね、本町もそうですけど開業医さんの高齢化といいますか、それと後継者が不足されているということ。それ

から3つ目として救急医療体制の問題ということで、大きく3つの課題があるものと認識しておりまして、やはり全国的にもこれは大変大きな問題でございまして、本町だけではなくてですね、この周辺の市においても、また長崎県全体もですね、においても同じような状況となっております。やはり同じ問題意識を持っているところでございます。

そこで、佐世保の県北医療圏において、令和元年度から新規事業としましてですね、佐世保県北医療圏の医療人材確保対策支援事業というのを、今、取り組んでいるところでございます。これは先ほど申した大きな3つの課題というのを、町単独で解決するのではなかなか非常に難しいということで、周辺の市においてもですね、同様の状況でございますので、佐世保市医師会の主導によりまして、佐世保市、それから松浦市、平戸市、北松浦郡の医師会というのが自治体と連携しながら、やはり地域の調整機能というのを担う組織を設置しているところでございます。

事業としましては、地域の実情に応じた医師の確保、それから看護師の就業支援などを行うということで、より地域の医療支援体制というのを、確立を、維持するということを目的としておりまして、どのような手立てがあるのかというのは協議しながら取り組んでいこうというものでございますが、まだ協議が開始されたばかりの段階でございますので、具体的な策というのはまだ見出せないわけでございます。医師の数の不足、それから高齢化、後継者不足、救急医療体制の問題に対しまして、県北のみならず、二次医療圏全体としまして、行政と、それから医療機関とが連携しながら取り組む必要があるということで考えていまして、やはり圏域で地域医療を守っていくことによりまして、住民の皆さん方の医療の供給の確保といいいますか、医療環境の確保を、安定化を図っていかねばならないんじゃないかと考えているところでございまして、本町の指針というのは、質問でございますけど、今申し上げましたとおり、現段階ではお答えできるところまでは至っていませんけど、まだまだ時間がかかると思いますが、圏域全体でこの医療の関係については取組をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

今、町長がお話のとおり、医者も高齢化になりまして、受診なさる方も高齢者が多くて、数少なくなった病院に行って、待ち時間が長いとかそういうこともおっしゃるんですね。かえって病気になって帰ってきそうだとか、そういう感じで、医療関係でもやっぱりそういうふうに少ないということで、町民の声として聞くもんですから、やっぱり少しでも、やっぱり医療関係を充実することが、佐々町のやっぱり住みやすいまちづくりを維持するのに大事じゃないかと思っただけの質問でありまして、そしてまた今後、僕がちょっと聞いたところによると、この佐々町は北松医師会のほうでお世話になっているような形とお伺いしたんですが、今は佐世保市との関係性もとれているんですか、医師会との。

議 長（川副 善敬 君）
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

佐々町は、くくりとしましては、北松医師会、北松浦医師会のほうの所属になります。先ほど町長が申したのは、その北松医師会のほうも同じような問題意識をもっておりますけれども、佐世保市のほうでも、佐世保市医師会も同じように医師不足というところの認識があり

まして、佐世保市医師会とそれから松浦市、平戸市、北松、4つの医師会のほう、それと関係する自治体が連携して事業に取り組んでるということですので。医師会のくくりとしては、佐々町は北松医師会になりますけれども、佐世保市医師会主導のもとで連携して事業に取り組んでいるということでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

じゃあちょっとお聞きしますが、医療関係で、何か最近どこですか、佐々のどっかできてるような感じがあるんですね。あそこどこですかね、あのラーメン屋さんか何かの近くに。あは子どもですか。あの小浦のほうに子ども歯科か何かはできたみたいけど。

議 長（川副 善敬 君）

質問者は、質問をする前に場所を確認してきてよ。

本当。わからんですたい。

しばらく休憩します。

（15時09分 休憩）

（15時10分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今後、令和元年度中に、名前はちょっとわからないんですけど、腎臓内科が1か所ですね、今、ラーメン屋の裏にですね、開院する予定となっております。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

そうやって腎臓内科というと、透析か何かなさるところなんですかね。わかりました。何ができるのかなとちょっと不思議に思ってたので。何か整地はなさっていたんですけど。はい、わかりました。

じゃあ、続いて、今後、医療に関して、やっぱりどこの地区も、やっぱり佐世保にしても大きいところにしても、そうやって医師不足が問題視、提示されているということをお伺いしましたことはもう十分に確認しました。今後、佐々町もやっぱり医療体制はしっかり充実してやっていくように、方向性でもっていただくことを切に願ってこのことは終わります。

2番目の質問にいけます。8月下旬における大雨特別警報時の対応についてお伺いします。

数十年に1度と思われる九州北部を襲った大雨、ことし国が新たに施行された災害警戒レベル5段階の大雨警報基準、本町も災害避難指示レベル5が発令された時点における対応は、早

急なる対策として災害警戒本部を設置なさいました。5,938世帯、1万3,991人の町民に避難情報を通達し、避難所開設（町公民館・地域交流センター）広報無線に告知しながら、翌日28日に避難施設には15世帯、28人の方が避難されたとのことでした。

予想以上に降り続く大雨に対して、中央地区のみの2か所のみの避難所開設は、町民に不安を解消することができたでしょうかとお尋ねします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、町長の町長報告でも述べましたが、前線の湿った空気ということで8月27日から九州北部地方で大雨が続きました、4名の方が亡くなられたということで、多くの被害が出てるわけでごさいます、心から御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様方には謹んでお見舞いを申し上げたいと思っております。

先ほど申しましたように、11時18分に長崎県と長崎中央气象台の共同発表によりまして、土砂災害警戒情報が発表されました。その後、11時37分に本町付近で110ミリの記録的短時間大雨情報というのが発表されたわけでごさいます。明朝、次の朝の28日の5時50分には、本町初となる大雨特別警報というのが発令されたわけでごさいます、避難所の設置につきましてはレベル3の避難準備情報を発令しました27日の11時25分に佐々町公民館に開設をしております。夜から明け方にかけて帯状に並んだ、雨を降らせ続ける線状降水帯ですか、が発生しております大雨が降るおそれがありましたので、災害警戒本部を災害対策本部に格上げしながら、17時にはレベル4の避難勧告を発令しました。同時刻に地域交流センターに避難所を開設しました。

今回町が開設した避難所が、中央地区の2か所のみの設置になったことが危惧されたということでの御質問だったと思います。避難所の追加開設につきましては、災害対策本部について、中で協議を行いまして、地域交流センターに避難所を追加するとともに、各町内会の自主防災組織があるわけでごさいますので、その中で可能な範囲で避難所を開設していただくようお願いをいたしております、結果的には、6町内会の集会所に開設をしていただいたわけでごさいます。

昨年度作成しましたハザードマップにおいて、各町内会の集会所及び公民館につきましては地域で自主運営を行う避難所として整理をしているわけでごさいます。町で運営を行う指定避難所の開設につきましては、通常、業務を行いながら災害対応を行っていく必要があるわけでごさいますけど、災害が長期化すれば、やはり現在の職員体制では非常に厳しい状況であるわけでごさいます。職員数も余裕もありませんので、今回のように自主防災組織の力を、協力を受けながらですね、避難所運用を行っていきたくと今後も考えているわけでごさいます、今回の大雨対応の教訓や経験をもとに生じた課題を現在見直ししております、次に計画をしている防災計画等に生かしていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

先ほどから自主防災施設を避難所として他に2か所、中央以外に2か所上げたとおっしゃいましたが、これはですね、私も思ったんですが、その町内会っていうか、地域避難所開設時に

各町内会に伝達をなされたんですね。全町内会に。防災のあれで。よろしいですか。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

避難勧告を17時に出しております。その時点で町内会のほうに、各町内会のほうに連絡を差し上げております。避難勧告を出しましたということで。この、昨年作りました佐々町総合ハザードマップの中で、大雨、洪水、土砂災害という災害ごとの適正が反映している部分が自主運営の避難所、いわゆる町内会の集会所にもございます。その中で、判定でバツになっているところは当然避難所として使えないという判断のもと、そちらについては避難所の開設については依頼していないという状況でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

だから、自主防災のあれではおっしゃっていますけど、そのハザードマップにそうやって、大雨とか土砂崩れとかそういうことに対応することによっていろんな集会所、いろんな場所、高台にあたり低いところにあたりとか、そういうようにすぐわな場所があると思いますけど、それならそれで、やっぱりもうちょっと早めにできなかったかな、たった2か所だけじゃなくて、北部とか南部とかあるじゃないですか。南部のほうでいえば第2保育所ですか、今幼稚園の。あそこなんかちょっと高台であるから、僕あそこが開設なさっているのかなと思ってちょっと見に行ったんですよ。そしたら開いてなかったから、ここは立地的に一番災害に強い場所じゃなかったかなと思ったのに開いていなかったから、いかがなものかなと思って。もうちょっと町として、その避難所の対策に対するの考慮が足りなかったんじゃないかなと思って。本当にお年寄りの方なんか、避難なさりたかった方が行けなかったんじゃないかと。あそこの町の公民館と、その何ですか、施設に、交流センターですか、方がたくさんいらっしやっただんじゃないかなと、それをちょっと思ったもので、いかがなものでしょう。

今後、まあ、今回は雨の降り方は激しかったんですけど、幸いにして本町は被害も少なく、土砂崩れ系統も15か所と聞いておりますし、その他にもちょっと、たくさんあったと思いますが、そういうふう意外と難を逃れているじゃありませんか。でもやっぱりこういうことは、やっぱり地球環境がこういう状態ですので、いつあってもおかしくない状態だと思うんですよ。だから他町村でも結局、佐賀ですか、大町町、あそこもああやって水が浸かっちゃって、すごい状況になっていた現実があるじゃないですか。それでみんなこうわあっとメディアがやっているかと思ったら、今度千葉のほうで台風15号、ああいうふうに大きいのが来て、ライフラインが途絶えて、結局電気がもう1週間以上もつかないとか、水が無いとか、学校が始まっても給食は作れないとか、そういうことどんどん出てくるじゃないですか。だからそういうことに対するの、段階的にもうちょっと早めに、そういうことがある可能性があるぞということで、何らかの手を打つ必要があるんじゃないかなろうかと思って、それをまた一つの問題として考えていただいたら幸いかなと思っていますので、ちょっと質問させていただきました。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の避難所の設置ですけど、先ほど申しましたように、中央地区に地域交流センターとそれから公民館ですね、佐々町公民館のほうに2か所設置したということでございまして、あとですね、6か所ですね、6か所なんですよ、町内会に避難所を設置したの。これは、先ほど総務課長が申しましたように、これ職員だけではなかなか対応が難しいです、そのときのバタバタでやって。そのときに、やはり自主防災組織というのが各町にあるわけですね。その防災組織をお願いして、6か所だけお願いしたと。ただ、そこは防災ハザードマップに、水害の時にはオーケーですよという公民館、ちゃんとマル・バツしてあると思います。区分けをしてですね。だからそのオーケーのあるところをお願いしたということ。

ただ、今長谷川議員がおっしゃったように、町としまして今度の大雨の対応教訓とかですね、いろいろありますので、これをやはり課題というのがどんなのが今、指摘がありましたような課題があるわけでございますので、そこをやはり見直していいですか、検討しながらですね、今後また、来年、地域防災計画を立てなきゃなりません。その中で、やはり今後どうするかというのをやっぱり十分考えてですね、やっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

わかりました。そういう形で自主防災の機能を発揮して体制を確立したいとおっしゃっていますが、今6か所ですか、その町内会のあれでマル・バツで、使える、使えないということですが、そのほかにも水道とか、真申、千本、口石、神田、松瀬町内会集会所ですか、そちらの方で自主的に、やっぱり町内会長に連絡してそうやって開設していただいた状態なんですよ。だから、僕たちもちょっと町内会で役員とかいろいろやっている者がいるもんですから、そちらのほうに伝達事項が来ていないんですよ。だから町内会長だけの判断に任せた状態になっていたようなこともあるんですよ。だからそういうやっぱりラインをちゃんと作っていただいとかんと、やっぱり町内会長だっただけでは動けないし、だからそのために民生委員の方もいらっしやったり、班長とかいらっしやるじゃないですか。だからそういう方を上手につかって、やっぱり皆さんの、住民の人に少しでもお役に立てるような状況下を確立させるのも大事じゃないかなと思っていますよ。そうやって、難しいかもしれませんが、やっぱりそこはここかの形で努力しなければいけないんじゃないかなと。役場のほうがそうやって開設したときに人員が要る、お金が発生すると、やっぱり大変でしょうけど、それをまた、自主防災意識のあれで、結局、民間でボランティアの感じで皆さんやってくれると思いますから、そういうことを末端のほうにまでの声掛けが必要じゃないかと。そういうことで防災機能がもっと充実してくるんじゃないかと思うので、今後考えてみてください。よろしくお願いします。そちらのほうに伝達がいくように。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

現在、先ほど、町長が言いましたように、地域防災計画ということで、今年度来年度にかけて今見直しを行っているところでございます。その計画に付随しまして、避難所の運営方法とか、自主防災組織のガイドラインとかそういう形で、いろんな、具体的に動ける資料を作ると

いうことで今計画しているところでございます。今回の大雨につきまして、そういうような、我々も初めてレベル4を出したという経験でございましたので、なかなか至らないところがあったのかの、今回の部分のことを課題として、今回のつくる計画に反映させて整理させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

どうもありがとうございます。じゃあ、まあ、今後の課題として大事なことですから、やっぱりこのところしっかり行政のほうで確立していただくことを願って終わります、今のは。

では3番目にいきます。公共施設の老朽化に対して本町の今後における取組はいかがなものかと。例としまして、農業体験施設に併設された大岳山頂登山口、「汗の道」215段ですか、392.4メートルあるんですが、現状はもう今は見るにも無残な遊歩道となっており、山頂の展望デッキより見る本町の自然豊かな広大な景観は、雑木林に閉ざされている状態です。このような風光明媚なる憩いの場が、また、健康増進に力を注ぐ本町のあり方とはかけ離れた施設放置は、手付かずになっている状態です。今後、どのようなお考えですか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問の汗の道のことでですね、農業体験施設から山を登りまして、頂上に展望所というのがございますが、こちらにつきましては昭和61年に設置後もう33年を今経過しているということで、周辺の木々もだいぶ成長しておりまして、御指摘のとおり雑木とか雑草とかが雑然としておりまして、木もだいぶ朽ち果てているっていうことでございますが、この土地ってというのが、所有ってというのが、管理は町でないわけでございますけど、管理ができないということできまして、現在やはり草刈等の管理がなされているところでございますけど、やはり展望所の施設でもあることから、町としてはできる限りの配慮を行うということが必要ではないかと考えておりまして、今後、やはり草刈等をですね、地元と協力しながら、協議をしながら検討していきたいと思っております、今回の今議員が御指摘のとおり、御質問のとおり、施設の維持管理ってというのが、職員や施設管理者でもなかなか細部まで目が行き届いてないという現状もございますので、御指摘を賜りながら、御指摘については対応をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

では、汗の道ですか、あそこは地権者が別なんですか。あの施設の。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきましたとおり、汗の道につきましては、その所有につきましては、近隣の方の所有という形になっておりまして、町の所有ではございませんので、町長が説明しましたとおり、管理するに至りましては、町でなかなかできないところもありまして、地元の方と協議しながら進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

じゃあ、施設が町のものではないということは、なかなか管理も難しいわけですね。今後としては、まだ継続して、きれいにした状態でお使いになる気持ちはあるんですか、町としては。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

その汗の道にございます上の展望所になりますけども、やはり施設につきましては町の所有という形になりますので、ですので、その施設の管理という形では、やはり町のほうで見れるようにですね、していかなければならないというふうに思っておりますので、やはり地元の方と協議しながらですね、進めていきたいというふうに思っております。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

やるんですか。その地元の地権者と相談の上、今後やる計画はあるんですか。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

やはりその施設というのはまだ残っておりますので、その維持管理というところはですね、やはり町のほうでしないといけないのではないかとこのように思っておりますので、ある以上は町のほうでも管理しながら生かしていきたいというふうに思うところです。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

了解しました。そうやって公共施設の老朽化は目に余るものが結構ありまして、他にも皿山公園ですか、今度また遊具施設を新しく大規模におつくりになる予定で、今もう工事にかかってらっしゃいますかね。そういう形なんですけど、その皿山公園においても、新しく施設をつくっていらっしゃるんですけど、その中の菖蒲園の中の山、何ですかね、のり面のところで

すかね、市瀬の住宅のある。そこの奥のところに何か小屋みたいなものがあって、それがかなり放置なさってるんですよね。あれはどうなさるのかなと思って。

そうやって施設をつくったけどあとの管理状態が悪くて、メンテナンスが。せっかくの皆さんのやっぱり憩いの場として提供なさろうとなさっているのに、意味を果たしてないんじゃないかと、そういうことをちょっと感じたもので、あそこの施設はこの前ちょっとお話があったときに、産業建設文教委員会の中で、8月21日ですかね、ありましたときにちょっとお尋ねしたんですけど、ちょっと現状でちょっと把握できないとおっしゃったので、ちょっと今回まで持ち越しましたけど。どういうふうな感じになっているんですかね、あれは。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

今、議員おっしゃるように、産業建設文教委員会の中でそのような御指摘を受けまして、現場を確認しております。そしたら、竹柵で格子状につくってある、見栄えがよくなるようなことのでつくってある施設があったんですが、竹が老朽化とあと破損したりしてまして、ちょっと見栄えが悪くなっているのと、あと施設のそのものがやはり奥地に、奥に入っているということで、若干使われていない状況になっていると。それで一番は周囲の状況が、設置当初は良かったんですが、だんだん周囲の木が成長しまして、全体的にうっそうとしてる状態というふうに現在なっておりますので、現在のところは使用しないようなことで立入禁止にしております。今後については、そこを全体的にですね、木の伐採から必要と思いますので、そういうことを見ながらどうするかというのを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

使用禁止になさっているという形ですけど、今度こうやって皿山公園を、何か大々的に滑り台とかスライダーとかアスレチックとか、そういう形で遊具施設を整えるのに、あそこまで足を運ばないということもないと思うんですよね。そうやって雑木林みたいになってて、その状態のなかで、もうあそこは老朽化しているからもう使わないよとか、そういうことじゃなくてちゃんとメンテナンスして、もしも行けば、危ないじゃないですか、もしも子どもさんなんか、そういうところに入りたがりますからね。だから、そういう施設はちゃんと適切に管理なさったほうがいいんじゃないかと思って提案したんです。

以上、こういうことで終わります。

議 長（川副 善敬 君）
答弁要りませんか。
4番。

4 番（長谷川 忠 君）
はい。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、4番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

（15時35分 散会）